

平成27年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年3月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 北村五十鈴	2番 稲垣 誠亮
	3番 栢木 進	4番 岩井智恵子
	5番 中塚 尚憲	6番 山本 剛
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
	11番 欠 員	12番 市木 一郎
	13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 河野 司	18番 坂口 哲哉
	19番 高橋 繁夫	20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 代表質問
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第14番、鈴木市朗議員、第15番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、昨日に引き続き、代表質問を行います。まず公明党、第16番、梶山幾世議員。

○議長(河野 司君) 教育長。

○教育長(川端敏男君) 議員の皆様、おはようございます。

それでは、梶山議員の本市の教育施策の諸課題について、まず1点目でございますが、教育委員会制度改革に対する認識と考え方についてお答えをいたします。

今回の新教育委員会制度に対する認識は、1点目といたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を市長から直接教育長に任命を受けることになるため、新教育長は教育行政の第一義的責任者となると考えております。

2点目といたしましては、市長と教育委員会が協議、調整を行う総合教育会議や市長が策定される教育に関する大綱を通じて、今まで以上に市長と教育委員会が連携して教育行政の責任を負うことになるものと考えます。

教育委員会制度改革に対する対応については、教育委員会の職務権限に関する事項については、教育の中立性の確保、継続性、安定性の確保の観点から、今までどおり変更はございませんが、総合教育会議の場において重点的に取り組むべき教育施策を市長と教育委員が連携し、協議、調整することになり、今まで不定期で行ってまいりました市長との話し合いが、今後は市長が定期的開催されます総合教育会議に参画することにより、市長との意思疎通が常に図られることから、教育現場の現状や意見を市の教育施策に今まで以上に反映させ、迅速な対応ができるものと考えております。

2点目の少人数学級の成果と今後の課題についてお答えをいたします。

少人数学級では、個々へのかかわりがふえ、子どもの実態や課題を十分把握し、いじめや不登校の未然防止、早期発見がしやすくなります。また、授業中の発言や質問がしやすくなり、子どもの主体的な学習や一人一人へのきめ細かな指導ができます。

課題でございますが、課題をあえて挙げるとするならば、少人数学級編成の場合、1学級が18人となる場合がございます。1学級が18人ですと、学習問題を追求するときには多様な考え方が生まれにくいとか、また体育でチーム対抗のゲームをするときや音楽科で合奏や合唱のとき、迫力さに欠けるといったことが挙げられると思います。

3つ目の各校の教育課程の独自性についてでございますけれども、各学校では、学校の実態や地域の特性を踏まえ、特色ある教育課程を編成しております。

各学校の独自性のある取り組みを簡単にご説明いたします。中主小学校では、基礎学力の定着を図るため、のびっこスキルタイムというものに取り組んでおります。篠原小学校では、篠原焼きや篠原餅づくりなど、地域に学ぶ取り組みを展開してござっております。

・王小学校では、アルマジロ運動を展開し、学習規律等に取り組んでいただいております。三上小学校では、天保義民土川平兵衛を学んだり、三上山登山を実施したりしてござっております。野洲小学校では、今年度から修学旅行の行き先を奈良方面から広島方面に変更し、平和学習に取り組んでいただいております。北野小学校では、ことのはタイムという時間を設けまして、語彙力、文章力のスキルアップに取り組んだり、毎週水曜日に異年齢交流の奉仕活動をしたりしてござっております。中主中学校では、今年度、野洲市の現状と将来に向けた構想について、山仲市長をはじめ市関係各課からお話を聞いておりま

す。野洲中学校におきましては、人権学習において、さまざまなゲストティーチャーをお招きいたしまして、人権学習に取り組んでおります。野洲北中学校では、特別活動において守山警察署生活安全課の職員、学生ボランティアの協力を得て、薬物防止教育を展開いたしました。

次に、4点目でございますが、教育相談体制における課題と対応についてでございます。

学校での教育相談の対応は、教育相談機関を設け、教員と子どもが面談できる体制をとっております。また、教員に相談しにくい場合の相談相手として、心のオアシス相談員や学校支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、組織的かつ厚みのある相談体制をとっております。また、ふれあい教育相談センターにおきましては、臨床心理士やカウンセラーが配置されており、保護者相談を行っております。保護者のニーズが多様化、複雑化しており、カウンセリングの予約が3カ月先まで詰まっているといったようなことが課題として上げられます。

5つ目の、増加傾向にある発達障害の生徒に対する認識と対応についてでございますけれども、市内の小・中学校の通常の学級の中で、特別な教育的支援を必要としている児童・生徒の在籍率は、平成24年度で7.31%、25年度で9.88%、26年度は10.6%となっており、年々増加の傾向にあることは認識しております。

課題でございますが、これらの子どもたちがわかる喜び、できる楽しさを実感できるように、一人一人のニーズに応じた支援を充実させていくことだと思っております。

対応といたしましては、各学校に専属の巡回相談員を派遣し、教員の相談に乗ってもらったり、指導方法に対する助言をいただいたりしております。また、特別支援教育支援員を各校の規模や課題の大きさに応じて2名から5名の範囲で配置をしております。

次に、平成27年度教育方針についての1点目でございますが、元気な学校づくりマスタープランについて、成果と課題の整理については、今年度中に検証しながら、28年度からの新たなプランの策定に取りかかりたいと考えております。

23年度からスタートしました本プランも4年を経過する中で、子どもたちや学校を取り巻く教育環境も変化し、毎年度少しずつ見直しを加えてまいりました。次年度以降も道徳の教育課や英語教育の小学校中学年からの導入など、大きく変わろうとしております。したがって、次年度は特に今後の教育の方向性をしっかり見据えながら、かつ現場の声を大切にし、検証と新たなプランの策定を進めていかななくてはならないと考えているところでございます。

2点目の、一貫教育の方向性とメリット、目指す子ども像についてですけれども、目指す子どもの姿は、これまではどちらかというと小学校ならば6年間、中学校ならば3年間というスパンで捉えることが多かったと認識をしております。これを、9年間を一まとまりとして捉え、義務教育終了段階における目指す子どもの姿を描くことにより、子どもたちの自己実現を意識した教育実践につなげることができると考えております。

メリットといたしましては、家庭学習の進め方を学年ごとに示したり、小学校も中学校も共通した学習スタンダードを取り入れたり、継続した指導形態、指導方法の確立を図ったりすることで、子どもたちが不安なく授業に参加できると、そのように考えております。

方向性でございますが、無理なくできるところから始めたいと考えておりまして、基本は小中一貫教育の導入が目的ではなくて、子どもたちを育てることが目的であるというそのようなスタンスで取り組んでいきたいと考えております。

3点目のICT教育の具体的な取り組みについてでございますが、まず平成27年度に小学校及び中学校の各1校をICT研究推進校としてモデル校に指定し、電子黒板及び書画カメラを各1台、タブレット端末を40台と電子教材等の授業支援システムを導入し、ICT機器を活用した授業に取り組んでまいります。また、機器等のハード整備に合わせ、教員に対するICTを授業に活用する能力を養成する研修や、児童・生徒に対する情報モラルの教育にも取り組んでまいります。これらの取り組みを検証した上で、次年度以降、順次整備を進めていく考えでございます。

4点目の野洲市いじめ防止等対策条例の施行に伴う具体的な取り組みにつきまして、本市ではいじめ防止等対策条例に基づき、いじめ問題等対策連絡協議会の設置、教育委員会の附属機関である野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会の設置、いじめ問題再調査委員会の設置に向けて、現在準備を進めているところでございます。

いじめの重大事案に係る調査機関である野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会では、いじめの防止のため、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を委嘱いたします。現在5名の委員の人選中であり、当委員会では、学校でのいじめ問題に対する取り組みを報告するなど、委員から建設的な意見や具体的なアドバイスをもらい、いじめ防止のためにご示唆をいただきます。

また、いじめ防止等に関する機関や団体の連携を図るために、警察署や家庭児童相談所、PTA代表等で構成するいじめ問題等対策連絡会議を年2回開催いたします。本市では、このことを基本として、いじめの防止、いじめの早期発見と対処のため、実行的に推進を

してまいりたいと考えております。

5点目の野洲市スポーツ推進計画につきましては、スポーツ推進審議会、委員さんが10名おられますが、その方が中心となって27年度中に野洲市スポーツ推進計画を策定する予定でございます。

その内容項目につきましては、序章で野洲市スポーツ推進計画の策定方針、第1章では計画の方針と目標、第2章では野洲市のスポーツの状況と課題、第3章では基本的な方向性、第4章では施策の展開、そしてまとめといったような内容を考えております。

なお、この計画は平成28年度から37年度までの10年間を計画期間といたしまして、平成32年度の間年度には点検、評価等を行い、内容の見直しも考える予定でございます。

次に、拡大授業の若手教員の授業づくりや学級経営に関する幅広い実践的指導力の向上につきましては、一昨年度から若手教職員の資質能力の向上を期して、野洲市教師育成塾を開講しております。この育成塾では、私やあるいは先輩教師等が講師になりまして、初任者、そして2年、3年時の先生方、及び5年目の教員を対象に学級づくり、これは子どもとのつながりとかを重視しながら、集団としての学級のまとまりをつくっていくと。それから授業づくりでございますが、これは授業を構成したり、展開をしたりするそういった研修を実施し、教職員としての使命感や教育観を持って子どもたちと向き合えるよう資質、能力の育成を図っているところでございます。

次年度以降もこれらの研修の充実を図るとともに、退職された校長先生の力をおかりしながら、これまでの経験をもとに授業づくりや学級づくりについて、若い先生方にその秘訣を伝授していただくかなと、そんなふうなことを考えております。

私の指導力、教師に対する指導力でございますけれども、私自身の教職員への指導につきましては、4月当初に教職員の全体研修会がございますので、その場で教職員としての姿勢や、子どもが学びに挑戦し、満足感を味わう授業づくり、秩序と安心感が持てる学級づくりについて講話を行っております。

また、学校で行われます研究授業というのがございますけれども、その授業を参観いたしまして、その授業が終わった後の研究会に私が参加をしまして、魅力ある授業づくりについて、こんなふうにしたらどうだろうといったようなことを指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 皆さん、おはようございます。2日間にわたっての代表質問となりまして、昨日は山仲市長から、本日は教育長から答弁をいただきました。

私の質問に対しまして、山仲市長、また教育長も明確な答弁をいただいたように感じしておりますので、再質問はいたしません。

それで、今、教育長から教育施策の諸課題について、本当に今課題となっている点につきましてお聞きいたしました。特に、先だっても中学1年生が亡くなるという川崎市の事件がありまして、本当に心の痛むこれからの未来を背負っていく大事な義務教育の中でああいう事件が起きて、本当に学校、また地域全ての方たちの連携の中で助けられなかったのかという本当に心の痛む事件でございました。

そういった中では、この課題であります相談体制における課題はまだまだあるのではないかと、もっともっと相談しやすい体制づくりが必要かと思いますし、今伺っておりますと、カウンセラーも待ち時間が結構あるということで、この課題についてのこれからの取り組みを真剣に、真剣というのか、早い対応ができるような相談体制にぜひ努めていただきたいというふうに思いました。

また、教育におきましては最後に教師の指導力について伺いましたけれども、大人になって義務教育での教師のかかわり方ということで、やはりこの恩師があって今の自分があるという声を聞く中で、非常に教師の影響力は大きいと思いますので、本当に教師が健康で、本当に個性輝く子どもの教育を目指していけるような体制づくりを希望したいと思えます。

そして、本市での基本理念に掲げてあります愛と輝きのある教育のまち野洲、本当に個性輝く児童・生徒を目指していただきたいと期待いたしまして、教育長へのコメントは終わりたいと思えます。

また、山仲市長に対しましては、山仲市政7年目の予算編成となりまして、本当に年々厳しい財政状況の中、今年度の予算編成を見ておりますと、課題が多い中で、優先順位を考えられた予算案だと評価いたしております。さまざまな内容につきまして、昨日お伺いいたしましたが、この一般会計規模で230億5,000万円の予算が本当に効率よく使われ、市民に喜ばれる施策の推進となるよう、また市長のリーダーシップにこの1年大いに期待してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたしまして、私の代表質問とさせていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 続いて、野洲政風会、第20番、立入三千男議員。

○20番（立入三千男君） それでは、会派野洲政風会を代表いたしまして質問をいたしたいと思います。

まず、質問に先立ち、過日シリアにおいて発生したイスラム過激派組織イスラム国による邦人の湯川遙菜さんと後藤健二さんの2人がテロにより拉致、誘拐されたところでございまして、テロ行為に対しては当事国一国だけではなく、国際社会挙げて取り組まねばならないことを痛感いたしました。また、国内におきましても川崎市の中学1年生上村遼太さんが猛威、残忍極まりない形で殺害されたところでございまして、上村遼太君の心中を察し、強い憤りと、断じて許せない気持ちでいっぱいでございます。多摩川の河川敷の現場では、多くの方が花を手向け、手を合わせられている姿が脳裏から放れません。痛恨のきわみだと思います。お亡くなりになられた方々やご遺族の方のご心痛を察し、心からご冥福とお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、日本経済におきましては内閣府が先月発表した2014年の国内総生産、GDPの速報値で、物価の動きを反映する名目経済成長率が、物価の影響を除いた実質成長率を17年ぶりに上回ったところでございまして、物価の上昇が続くと名目が実質を上回りやすくなります。日本経済が物価が下がり続けるデフレからの脱却に近づいたとの見方が広がっているところでございます。今後、景気回復が続いて雇用や賃上げが進み、個人消費や企業の設備投資などが進み、活力ある社会経済になることを望むところでございます。

また、日経平均株価も2月には2007年7月以来7年7カ月ぶりに1万8,000円台に回復をし、そして過日、3月3日には2000年4月以来14年10カ月ぶりに1万8,800円台の高値をつけたところでございまして、企業業績の改善に対する期待感が高まるところでございます。2012年以降の安倍政権の経済政策、アベノミクスによる円安の進行などを背景に、企業業績が回復をし、物価の上昇に転じたものと思われるところでございます。

次に、山仲市政の6年を振り返ると、市長就任時代、地方自治の振興と住民福祉の向上に積極的に取り組まれてこられました。とりわけ、昭和58年に国道8号線バイパスが法線の発表がされたところでございますが、30有余年停滞していた国道8号バイパス問題や、県道大津湖南幹線等々の各事業に積極的に取り組まれ、将来を解決、大きく前進している昨今、山仲市政を高く評価されるところであります。

それでは、前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

まず、平成27年度施政方針についてですが、その中から4点について市長にお伺いをいたします。

まず1点目、観光振興事業の強化、図書館をはじめ文化施設についてでございますが、平成27年度の施政方針において、第1に環境基本計画の策定、観光振興事業の強化、図書館における図書費及び職員の増員をはじめ、文化施策の充実に取り組むとあります。

平成27年度予算資料における主要な事業の中で、環境基本計画については策定作業に係る業務委託料が新規事業として記載されていますが、観光振興事業と図書館等の文化施策の充実については拡充施策としての記載がないように思われます。具体的な内容についてお尋ねをいたします。

次に、2点目の病院整備についてでございます。

去る2月9日の都市基盤整備特別委員会で受けた説明では、これまでの構想で開院後の事業収支見通しが大きく変わり、建築資材の高騰等により、施設整備費などが当初の57億円から84億2,000万円となり、収支計画によると、診療報酬の改定や消費税率の改定などにより開院20年後も赤字が続くと予想されています。

このことから、市の一般会計から毎年3億円を繰り入れなければならなくなり、今日まで地域の中核医療機関としての野洲病院に毎年1億数千万円の補助金を助成されてこられました。これを大きく上回ることになるところでございます。

また、(仮称)野洲市立病院整備基本計画評価委員会の評価ポイントの整理として、具体化した病院像での病院事業は不成立、赤字経営とされ、事業損益が恒常的に赤字になるとされております。

このことから、収支の増加は経費の削減による病院成立の可能性等について今後検討が進められると思いますが、現時点で目標とする黒字化の期間を開院後何年後と考えておられるのか、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目として平成27年度当初予算についてでございますが、新クリーンセンター施設整備、野洲駅前広場の整備、篠原駅改築、こども園整備、雨水幹線整備等々の大型事業により、前年度当初予算比38億9,000万円、率にして20.3%増の230億5,000万円となっております。

この財源不足への対応として、財政調整基金から5億円の取り崩し、さらに地域振興基金からも3億3,200万円の取り崩し等々、基金からの繰り入れ財源が充当されている

ところでございまして、また、市債では行政改革推進債を2億円発行される等、平成27年度は特に厳しい財政運営であり、非常に予算編成に苦慮されたものと思われま

す。今後も厳しい財政運営は続くものと思いますが、財政健全化の判断比率の指標でもございます将来負担比率並びに実質公債費比率の今後の推移予測について、市長の見解をお尋ねいたしたいと思

います。次に、4点目の行財政改革についてでございます。

市長は、厳しい財政状況が予測されるとして、コスト意識の徹底や優先度を見極めたサービスの整理と見直し、新地方公会計及び公共施設等総合管理計画の整備による公共施設の適正な管理と運営、さらには事務の効率化による人件費の削減などの行財政改革を進めていきますとされてお

ります。市長におかれましては、平成22年度と23年度において財政健全化集中改革プランにも取り組まれました。一定の成果を挙げられたところでございますが、しかし、昨年8月にまとめられた行財政改革推進計画では、3億円の収支改善を目標とされておったところでございますが、市民サービスに影響を及ぼさないように見直しを進められた結果、8,500万円の効果額にとどまったところ

です。この結果に関する市長の見解をお尋ねいたします。また、市民の幸せと安心を確保するまちづくりを実現するためには、何よりも健全な財政運営が肝要であると考えますが、市長の今後の行財政改革にかける決意をお尋ねいた

します。次に、平成27年度教育方針についてでございます。教育施策の中から2点について教育長にお尋ねをいたします。

まず、1点目の小中学校の一貫教育についてでございます。

教育長の平成27年度教育方針において、小中学校の一貫教育は推進するとあります。

文部科学省においては、小中連携、一貫教育の効果については既に取り組みを進めている市町村においては、ほぼ全ての市町村において成果が認められている。具体例として、中学生の不登校の出現率の減少や、市町村または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童・生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童・生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等々の意識面での変化といった結果が得られているとの見解を示されてお

ります。また、教育長は、昨年の第6回定例会の一般質問の中で、野洲市の場合のように、小中

学校が離れていると、小・中の教師間の連携とか連絡がタイムリーに行えない。また、相互の乗り入れ授業とか、あるいは授業研究会、小中合同の行事などの際に児童・生徒、そして教員の移動手段とか時間確保、また、現行の教員免許制度では多様な教え方ができないなどの課題があると、主として物理面の課題について答弁されたものと思います。

これらの課題の検証も含め、平成27年度において推進しようとしている小中一環教育の具体的なプランをお伺いいたします。

2点目の若手教員の実践的指導力の向上についてでございますが、拡大事業の1点目に、若手教員の授業づくりや学級運営に関する幅広い実践的指導力の向上に努めますとございます。

指導力向上を目指して自己研さんを積むことは、教員にとって大切な営みでもございます。

近年、児童・生徒の多様な現状に対応するために、より専門的な知識を身につけることが求められるなど、教員をめぐる状況が大きく変化していることや、大量退職に伴う教員の世代交代が進む現状において、特に若手教員の資質能力の向上に資する研修の充実が求められているところだと思います。若手教員の実践的指導力の向上のための具体的な取り組み内容についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野洲政風会を代表しての立入三千男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成27年度施政方針についてのご質問のうちの観光振興事業の強化と図書館をはじめとする文化施策についてのご質問であります。

施政方針では述べていますけれども、何か細かいことが書いてないからというご質問ですけれども、基本的に具体的に書くのは予算がついているものとか新規が書いていますので、施政方針で出ているから下がわからんというのも、それは聞いていただいたら答えますけれども、決しておろそかにしているわけではございません。単純な話でして、観光振興、まだまだやるべきことに手がつけられていません。これまでの課題のところにと人とお金を注いでいますけれども、着々といろいろな取り組みをしているんですが、今回挙げましたのは、花火大会ですとかこういったものを市が直接団体と実行委員会をつくってやるということで、ある意味で大きな仕組みの転換でありますので、そういうことで掲げています。

むかで太鼓への支援とか、こういったことも市からの直接の支援ということで、新しい筋道ができる。今までみたいに迂回支援をしていたわけですね。なぜ観光物産協会からむかで太鼓が支援金をもらわないといけないのか、皆さん当たり前だと思っておられて、私も変だと思ったんですが、今回ああいったことがあったので支援すべきものは市が直接支援をしよう。これは一つの市と各団体との直接、密接なつながりの中で今後の発展も期待されるのでそういうふうに替えています。

それと、図書館につきましても、先般も何か報道を読んでいたら、報道というか、初代ではないんですけども、滋賀県立図書館の中興の祖である前川恒雄さんがまた久々新聞に出ていて、今の図書館のあり方の危機を訴えるインタビューが大きく載ってしまっていて、私も彼とは結構親しかったんですけども、ご存知のように図書館の生え抜きでありながら日野市の助役までいって、それで滋賀県立図書館を新しくしたときの初代館長で来まして、今の図書館を引っ張ってきた人間なんですけれども、最近是指定管理だとか。あるいは委託だとかになって、危機的状況だと。公的図書館の役割がないがしろにされている風潮に懸念を表明していました。

野洲の場合は、図書館の役割が大事だということで、できるだけ正常な形でということで、図書費も減らしていませんし、今年度の図書費少しはふやしました。それと、司書についても今の時期に正規職員をふやしています。これは人事の問題ですけれども、図書館長も退職されますので、安易に図書館長を選んだんじゃなしに、周到に、半年以上かけて人選をして、新しい図書館長を今内定しております。

そういったことも含めて言っていますし、あと文化施策も順次文化事業団から引き継いで、まずはそこを基礎にしながら市がやっているということで順番に充実をしています。今年度も初めて伝統芸能である能をやってくれました。3回コースで心配していたんですけども、大入り満員で収支が合ったので、あと追加の催しをしたいというふうに職員が言ってくれています。これも今までなかったことです。

今後取り組もうと思っているのは、市民のコーラスとかたくさん団体ありますけれども、やはり練習会場が少ない。今も順番にできるだけ市の施設でコミュニティーセンターとか、あるいはさざなみホールとか練習会場に使ってもらっていますけれども、そこもできるだけ使いやすいようにしようということですし、調整しないで多分言ってもいいと思うんですけども、秋に、今は市がやっていますけれども、市と滋賀銀行の経済文化センターで共催でリラックスコンサートというのをずっとやっています。これも集中改革プランのと

きにもうやめるといふようなことになっていたんですけれども、やはりこれは続いているし、今、県内でも高島と長浜がやっていますけれども、始まったのは野洲で始まっています。そういったことで、流れを絶やさないということですからずっとやっていますけれども、これまでは単にオーケストラの演奏だったんですが、クラシックが好きな方からすると、ソリストが出てくるというのがやっぱり魅力なわけですが、昨年も一応オペラのはしりをやってもらって、ソリストが出ているんですが、来年度、今年ですけれども、この間企画を聞いていましたら、初めて協奏曲をやってくれるみたいです。ラフマニノフのピアノコンチェルト。ソリストは誰かといいますと、野洲出身で皆さん応援をぜひしていただきたいんですけれども、野洲中学校を出て東京芸術大学の附属高校へ行って、東京芸術大学で勉強して、いろんな賞をとっていますリード希亜奈さんをソリストに呼んでこの秋やろうという、多分確定はしていると思うんですけど、私ちょっと私として聞いた情報なので、私も大賛成なのでぜひやってほしいと。そういったことで充実していこうということがあったので、長々と施政方針を言うのは迷惑ですから、文化を入れたんですが、ぜひ応援をしていただきたい。私もずっと切符を自分で買っていますので、立入さんも切符を買って満席になるよう行っていただきたいと。そういう趣旨でこの項目が入っております。

次に、病院整備ですけれども、何かあっさりしたご質問で期待外れなんですけれども、これはまた後で反問でお聞かせいただこうと思っています。この重大な問題に収支がいつ合うのかというご質問というのは何か代表質問になじまないんですけども、基本構想では5年、あるいは10年ということで考えていましたが、速報の今お示ししているのでは、ご指摘のように収支は厳しくなっていますけれども、今いろんなことを見直していますので、その中でこの枠におさまるようにと。ただ、施設建設と土地代が入ってますので結構大きくなっているんですけども、そのあたりは、市民病院である限り、親方日の丸はだめですけれども、例えば野洲市の場合は11億を超える土地をびわこ学園にただでお貸しをしている。みずから市民のための病院に土地代を、もちろん独立採算ですから入れていますけれども、同じように扱うのかどうか、そういったことも政策的に判断をしないといけないと思っています。この建物と土地につきましては、起債をしていますから、5年を置いた上で30年の返済ですから、ずっとその分返していかないといけませんけれども、そのあたりについては少し大目に見ると言うとなんか変なんですけれども、織り込み済みにして、いわゆるプライマリーで合うことであれば、市民の皆さん方がご了解されたら設備して運営するというのもあってもいいんじゃないかなと思います。

今日も、朝ちょっとこのご質問にできるだけいい答えをするために、職員と議論していましたが、何か総務省は滋賀県を通して、一般的にということらしいんですけども、5年で黒字にならないと起債を認めないと言っているらしいんですけども、もうそれをやり出したら全国の自治体病院は全部なくなります。こんな無責任な発言を伝えてくること自体が私は不思議なんですけどね。

一方で、そのときに私は言ったんですけども、秋に近畿市長会の役員会があって、私は副会長で行ったんですけども、内閣府と総務省の職員さんが来ていました。もうぶち上げていました。地方創生を。何を言っていたかといったら、全国で1万社自治体と地銀で企業1万社を興してほしいと。もう、市長さん、どこでもいいから会社をつくってくださいよと。すぐにですよ。それを言っていた人は誰かといったら、先般まで京都府の副知事をしてた人なんです。もう調子のいいこと調子のいいこと。私も心配だし言いましたし、ある町の市長さんが、そんなん会社をつくってほんまに成り立つんかどうか、税金をつぎ込んで。あと5年とか何年かしたら誰がその面倒を見てくれるのか。私は職員に今日の朝なんですけども、こういう通知が来ているのと違うかと言ったら、ちょっとと言ったので、すぐ今、時事通信のネットで見れるので見てきましたら、全国で1万社を創設すると。地銀と相互融資で。今まででも62億使ったと書いてます。市民のための病院にこれだけ厳しい起債を認めるか認めないとか言っている総務省が、別の顔ではどんどんどん地域で会社を興してくださいと。半分は税金であげますみたいなことを言っているわけですね。

先般も、会計検査院の報告がありました。これまでの地域おこしとかそういとかいかに無駄になっているのか。

そういうときにさっと探ったら、石破さんのメッセージがまた出てきたんですけども、時事通信のホームページから。ばらまきはいかんと。きのう何人かの代表質問にお答えしました。ばらまきにならざるを得ない交付金になっています。

一方では、本当に市民のために一生懸命考えているところには滋賀県を通してなのか、滋賀県が言ってきているのか、変なことばかり言ってきているんですよ、脅かしで。これは、新設だけじゃなしに、これから改築する病院も建設費は上がります。絶対合わない。老朽化して、建て替えをしようとしている自治体病院は、全部これは全滅ですよ。民間病院だって厳しいから、先般もコンサルタントに聞いたら、民間病院のプロジェクトは今かなりとまっていますと言っていました。これだけ建設費が高騰すれば。老人ホームはなくなる、病院もこんな厳しい締めつけしている。それでさっきおっしゃったように本当に景

気が回復するかどうか、株価だけが上がっているだけです。市民は不安ですから、だから皆さんため込むわけです。

また、このあたりは幾つか私ここに座っていますので、ぜひ聞きたいことがあるので、後で反問していきますけれども、もう一回整理しますと5年10年ということ考えております。

それと、あと27年度の総括として、将来負担比率並びに実質公債費比率の今後の予測についてのご質問にお答えいたします。

平成26年度の決算の見込みからいたしますと、健全化判断比率の大きな指標であります実質公債費比率は約12%、将来負担比率は約57%を見込んでおります。いずれの指標も早期健全化判断基準は下回るものと考えております。

その後、数年間におきましても実質公債費比率は13%前後、将来負担比率は65%前後で推移するものと思われ、実質公債費比率におきましては昨年お示しをしました中期の財政見通しよりも若干低く推移するものを見込んでおります。

次に、行財政改革のご質問にお答えをいたします。

昨年8月に策定しました行財政推進計画での効果額は、ご指摘のように8,500万となっていますが、これは当初から申し上げていましたように、集中改革プランでかなりの取り組みをしていますので、財源不足は3億円だからできるだけ職員に意識改革も含めて3億円目指しましょうと言っていましたけど、それはかなり厳しいと思いましたが、あえてやっとならぬと、あえてのチャレンジです。あのときは全職員に、私も全職員に行財政改革のキックオフミーティングをやって、私も直接話しました。でも、この結果で8,500万。これも私結構それなりの額だと思っています。

野洲の財政構造はどうなっているかといいますと、何回も言いましたように、やるべきことがやられてなくて、ここ5、6年でやっています。学校の耐震化とか、そしてクリーンセンターもそうです。一方、基金はほとんど残っていませんでした。もう一つは、見えない借金ですね、さっき申し上げたびわこ学園に11億円ぐらゐを超える経費を使ってただで土地をお貸しするための造成です。名目わかりません。なぜあそこになったのか全くわからない。本当にわからないのです。あるいは工業振興助成金、これは野並議員をはじめ、皆さん方、やめておけ、やめておけとおっしゃるんですけども、私も納得いかない。とくに、私が就任する前に決裁がされているものがまだ7億近く残っていたわけですね。これは本当におかしいんですよ。だけど、野洲市の約束だから私は守ろうとしています。

私も納得いくわけじゃないんだけど、だから余計に気にさわるんですけども、野並議員のきりきり声。これだったら野洲市の市民だから、毎年頭を下げて5,000万に12年にしてもらったんですよ。6億円に減った段階で。これは異例なんですよ。何か個人の金の貸し借りみたいなものです。

昨日、野並議員もなかなか思いやりがありますから、収支がどうやと聞かれましたけれども、確かに11億幾ら出して5,60億入っているんですけども、貢献いただいているところのごくわずかです。前も議会でご答弁いたしましたように、出した分の10分の1ぐらいしかもらえてないところもあります。何かそのためにやったのと違うかなと私は思っているんですけども。こういう施策は絶対だめです。大きな傷です。そのまま毎年5,000万残っています。あと民間団体への元利償還を持つとか、このことを削るわけにいかないわけですね。だから、やれることには限界があります。その中で、もう一つ何をやっているかといったら、福祉とか文化とか、手の薄いところに人をまた充てにしています。皆さん方認めていただいたので、定員の適正化計画を見直して、野洲市は全員乗せています。保育士さん、保健師、福祉職、こういう出をふやしているわけですね。その上に、まだ何をやっているかといったら、学童保育とか学校の特別支援にも、あえて私になっても単費でも出しています。これをやめれば、一般的な行革だったら、これを引いていったら何でもないことなんです。だから、差し引きしたらぎりぎりのところになります。私は当初からぎりぎりです。やりますよというのは内部でもやっています。危ないことはしないけども、めいっぱい借金といいますか、起債もはるし、使えるところも使いますと。

1年ぐらい前に、長年ここの助役をしておられた方があるときに出会ったら、市長不思議だなど。金のあるときにできないことが、金のないときにできているというのは不思議だとおっしゃったんですけども、まさにそれだけのベテランの、ずっとたたき上げで助役までいった人でもそう思っておられます。私は確信犯でやっているわけで、もう8,500万しかないとか、こんなご質問というのは十分私は説明していると思うんですけども、通常の財政計画ならそういうことです。

今、質問に答えようと思って頭をめぐらせたら思い出しましたが、私最初に言ったことがあります。飛行機に例えて、乗客が乗っていて、飛行機が揺れたら皆さん心配します。揺れて落ちる飛行機があります。揺れても落ちない飛行機がある。一番怖いのは、揺れなくて落ちる飛行機です。野洲市は揺れなくて落ちる飛行機だったのです。直前までは。本

当ですよ。まだ借金で何があるといったら、PFIですね。これも全国で有名になって喜んでいますが、こんな喜んでるそうばじゃなくて、2倍ぐらいかかっています。私になってから、4,700万の借金切りましたよ。あれに携わった方、ここに議員で今おられるんですよ。自分は反対したとおっしゃるんですけども、ぶつぶつ言っているだけです。そういう中でも、今、行財政改革を野洲市はやっている。こんな簡単なお質問というのは、代表質問としては私はいかがかなという批判……。

(「質問しているねんさかい、答えてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○市長(山仲善彰君) 残念だと思います。

(発言する者あり)

○市長(山仲善彰君) 次に、決意ですけども、私決意を持って仕事していません。課題をきちっと着実に解決しようとしてやっています。

これも施政方針で申し上げたように、新公会計、これは当然なんですけど、今でも新しい公会計制度できていますけども、まだまだざる制度です。新でもざるです。本当に問題点が見えてこない。でも、一応国が方針を出しているのはきちっとやろうと思っていますし、あと公共施設等の管理計画、これも私もなったときからやろうと言っていますけれども、なかなか手がかからない。そういったことを含めて、まだたくさんあるんですよ。竹生の開発のときでも、ご承知のようにまだまだ認識しておられない議員さんがいますけども、土地開発基金が5,000万円穴が開いていた。ない土地を買った。ない立木補償をした。1筆ごとに示してありましたけども、5,000万埋めておりますから、それを埋めなかつたら基金は5,000万たまっています。北櫻の自治会の真ん中になぜか知らないけれども、民地の土地が買ってあった。あれも表で土地開発基金から900数十万出しました。そういうことを入れていいたら、もっともっと私になってからの、自慢はしませんけども、行財政改革で生んだのはあると思っています。竹生の土地で4,000万ぐらいもうけましたけれども、本当に、すぐに。今回まだご報告していないと思いますけども、東消防署の跡地も予想を超える4億、5億に近い金額で売れました。私、市民の皆さん方に、議員の皆さん方にもあそこで建て替えだったけどやめますと。あんな問題の場所は。そのかわり、2倍以上の土地を、一番適地、あれは私が選んだのと違って、消防局で選んでもらったんですけども、2倍以上買いましたけど、十分あそこの土地で出ますよと言っていたけど、現にそうなっていますし、恐らくおつりが来ると思います。そういう堅実なことをやっているわけです。

あえてもう一つ言えば、野洲中学校、私が就任する10日ほど前に入札が終わっていました。設計予算9,000万。実際は7,000万か8,000万でとりあえずだったんですけど、それで、実現したら40数億のプロジェクトだったのを、私はすぐに設計業者と協議して、変えて、半分の金額になっています。万が一あのままやっていたら、まだまだこの負債がふえているはずですよ。

あと、今、市民交流センターになっている有隣館も思い出しましたが、あれも実施設計までいって、4、5億の建物でしたね。土地代入れたら。私はやめましようと言ったけど、地域の方が、もともと合併前から耐震化が約束されていたと。本当に一生懸命おっしゃったので、野並議員はあの予算を認めておきながら、やめておけ、やめておけと無責任なことをおっしゃっていましたが、あれも半分にしたわけですよ。補助金もきちんともらいました。

そういうことの積み重ねの中で私は病院やろうとしているのに、むしろ皆さん方の方がいろいろなこと、放漫な意思決定にかかわってきて、8,500万じゃないかとか、決意はと問うておられるんですけど、私の決意は実践で示させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、立入議員の平成27年度教育方針についての小中学校の一貫教育についてお答えをいたします。

平成27年度において推進しようとするプランでございますけれども、基本的には無理なくできるところから始めようと考えております。ですから、全ての中学校区で一斉にスタートするというよりも、1つの中学校区でモデル的に推進し、その成果を各校区に広げていくことを考えております。

本市の場合、小学校と中学校の校舎が離れておりますから、分離型の小中一貫ということになります。そこでは、学習の学び方のスタンダード化や、各教科の9年間の系統を共通理解した上での授業づくり、また児童会と生徒会の交流、小学校と中学校の教職員合同による教育課題に対する協議の場などの設定が考えられ、その取り組みをしようというふうに考えております。

いずれにいたしましても、基本は小中一貫の導入そのものが目的ではなくて、9年間の子どもの学力や心、体などの側面をどのように育てていくのかを目的として教職員が共通理解し、実践をしていきたいと考えております。

次に、若手教育の実践的指導力の向上についてでございますけれども、一昨年度から若手教員の資質能力の向上のために、野洲市教師育成塾を開講し、若手教員を対象とした学級経営、学習指導に係る研修を実施してまいりました。

県教育委員会による初任者研修は、年間300時間を充てて初任者の育成に努めています。また、教職5年目の教員を中心としたグループによる目的、あるいは課題別のOJT研修を実施し、そこに若手から中堅教員、ベテラン教員が参加し、学校の状況や職務内容に応じたより具体的な教育課題を題材としながら研修を進めてまいりました。次年度以降もこれらの研修の充実を図るとともに、特に若手の教員の支援、育成を担う指導員の派遣、これは先ほども申し上げましたけれども、退職をされた校長先生を考えておりますが、そういった指導員の派遣も視野に入れながら、資質、能力の向上に努めていきたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市長、反問を許します。許可します。

○市長（山仲善彰君） 立入議員から、代表質問で野洲病院の新しい野洲病院にかわって市が病院をつくることについて、収支見込みでご質問いただいたんですけども、そもそもこの病院を市が関与せざるを得なくなったのは、ご承知のように野洲病院から新病院構想があったわけです。今の野洲病院は、このままでは成り立ちません、ご存知のように。資産はないですし、施設は老朽化していますし、一番致命的なのは、一番重要な真ん中の施設が耐震化ができていないということです。既に何年か前の病院の検討の経過の中で、この一覧表は議員の皆さんにも市民にもお配りしています。

今日は、すごいチャンスで待ち受けていたんですけども、ここで理事で名前が連なっている方、現職の方は議長さんである河野議員と立入議員です。議長には質問できませんし、立入議員がちょうど今質問していただいたので、お聞きをいたします。

立入議員は、町会議員として平成4年から平成14年の6月まで理事をしておられます。平成7年がちょっと抜けていますけども。その間、立入議員は、平成8年、9年は議長もしておられますし、その前の平成4年、5年は副議長、もう一回整理しますと、4年、5年は副議長、そして8年、9年は議長です。野洲病院の今日に至った、こういう状況に至ったのは、民間病院ですから私余りそんなに追及していないんですけども、もう現実を受け入れて、これではだめだからということで、市民の医療と保健を守るということでここまで来ています。

でも、転換点は平成10年にあったわけですね。平成10年に大きな借り入れをしています。北館の改築。私が聞いているのでも、そしてこの借金のやり方でも、当初の事業費がすごく膨らんでいます。ご承知のように、平成10年に福祉医療機構から借り入れをしまして、7億2,000万。この名目が、北館増改築で借りているわけです。今から見たら、21億円を借りているということなんですけども、まずは金利が安い。このとき年利は1.1%でした。福祉医療機構から借り入れているわけです。

その後、今から見たら過去なんでひつついているみたいに見えるんですけども、1年置いて滋賀銀行から13億8,000万を借りています。これが北館増改築という名目と機械設備工事費。

普通考えると、当初に計画があって借り入れるわけなんですけども、普通こんな2回に分けて1年以上置いてから借り入れることはないわけですね。それに野洲は、これ損失補償契約があるのと違うんですよ。議会で損失補償の議決をされたから損失補償があるというふうになっているわけです。これは既に申し上げたと思います。何度も坂口議員が損失補償は損失補償はとご質問があったと思いますから、そのときに既に損失補償契約はない損失補償。皆さん損失補償があると思っているということですが、議会で議決をして損失補償があるという異例な状態です。

お聞きしたいのは、理事でもあったし議長でもあった。このあたりの野洲病院の状況はどうだったのか。なぜ一番コア施設の耐震もできていないのに、北館の増改築と言って7億2,000万円で借りておきながら、また1年余りしてから滋賀銀行に13億8,000万も借りたのか。これは、当然議会で審議されたから損失補償契約を認められたと思うんですけども、ですから病院の経営者でもあったわけです、立入議員は。かつ、議会から貸す方でもあった。今、何か、議会で貸すことの裏保証をする立場でもあったわけですね。どういう経緯であって、これをどう、今、その当時はどういう経緯であったのか、立入議員は当事者でしたから、わかっておられると思うので、ご説明いただきたい。それと、それに対して立入議員はどのような見解をお持ちであったのか。

もう一つ、現時点で、今、野洲市がこれだけ苦勞して市民のために病院をつくらうという発端は私はここだと思っていますから、現時点でそれをどう評価しておられるのか。これは1回の質問ですから、2回できますから。

もう一つ聞きたいのは、先般の特別委員会で市は病院つくらなくてもいいと、民間病院でいいとおっしゃいました。民間病院でいいとおっしゃる意味はどういうことなのか。立

入議員は長年、理事というのは経営者ですから、ましてや、市から20億も支援する側にも立っておられたんですから、一番よく知っておられると思うんです。安易に、今、野洲市で民間病院でいいとおっしゃっているその見解をできるだけ具体的に述べていただきたい。

以上、1回目で4つのご質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 立入議員。

○20番（立入三千男君） まず、私の理事として出ていたのは議会から当時3人でしたか4人でしたか、定数3人か4人いずれかだと思うんですけども、議会からの野洲病院の理事ということで選出をいただいていたところでございまして、そして、理事会における全ての議案の件につきましては、毎月の全協で報告をしておりましたし、私は議会全員が同じような意識を持ってもらっていたという思いをいたしております。

それから、今の議会から出ていたという経緯はそのようなことで、そして後半の10年近く理事をしていたという話です。後半でも議会からのそういうようなことで選出をいただいていた理事に就任していたと。

平成10年ぐらいの病院経営の状況といたしましては、いいときには月額1,000万の純利益が出ていたという背景がございまして、そういうようなプラス要件の中で今言うように、市として、当時の長として今言うように債務保証をしようとか、今言うように議会への長としての支援をしようというようなことで皆さんのご理解をいただいて、民間中核医療機関である野洲病院へ支援をし、また債務保証もしていたというような経緯でございます。

それと、実は民間病院でいいというようなことを言っている。私は、今言うように、またもう一遍質問しようと思ったんですけども、病院は要らないと言う人は誰もいないと思います。人口5万の、また年間予算平均で200億前後の財政運営をしているまちが、病院を持って大丈夫か、そして、病院に毎年一般会計から繰り入れをしていかなければならないし、そういうようなことで、今、本体の市行政の全体の財政がもつのかという角度から、私は私なりに守山市なりを現行のそのような同じベッド数を持っておられる守山199床ですけど、毎年5億円から5億5,000万ぐらい当初予算で一般会計から病院会計の方へ繰り出されている。そうした上でもまだ最終の収支では1億ないし2億の赤が出ているというような状況を聞かせていただいている中で、守山はご存知のように予算規模もうちより大きいですし、人口も8万ですから、そういうような、そやけど県立病院も横に

あるさかいという背景もあるんですけども、野洲の5万の財政規模で、本体として持てるんか、持ちこたえられるのかという角度で私は野洲の市立病院としての運営はいかがなものかという思いで、これも病院はないよりあるにこしたことはないし、私も両手を挙げて病院には賛成をしたいんですけども、やはり病院経営に一度乗り出せば途中で撤退ということはできませんから、財政運営的なことでやはり難しいという角度から私は市立病院としての病院経営はいかがなものかという思いをいたしております。

以上です。

○議長（河野 司君） 暫時休憩します。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立入議員。

○20番（立入三千男君） 市長からの質問でございますが、10年当時、7、8年だったか10年だったかわかりませんが、野洲病院へ私も野洲町から当時債務保証なり財政支援したというのは、先ほど申しあげましたように、もちろん私個人がしているわけではございませんし、議会の議員の理解をいただいて債務保証なり財政支援をしたというような経緯でございまして、もちろんその当時の経営内容は、先ほども申しあげましたようにいいときでは月額1,000万の純益を上げていた時代もございまして、そういうような当時の説明を聞いて、資料を見せてもらったの収支の状況からしてきて、賛成ということでした状況でございます。

それと、民間病院。今日まで、野洲病院に対しましても地域のやっぱり中核医療機関という位置づけで1億数千万円を財政支援をずっとしてきています。それと同じような状態で、私は野洲市に直営の市立病院を持たなくても、民間の例えば、市長はこのようなことを言ったらもう野洲病院はできないと言っていますよと言われるかしりませんが、やはり民間病院の方にもし受け手があれば、今、地域の中核医療機関という位置づけで財政支援をしていって運営してもらったらいかがかなと。やはり市立病院にしてきたら当初の補助金とかそれだけで済まない、収支のやっぱり段階までずっと市が責任を持っていかなければならない。もちろん、病院って、黒字で利益を生もうとして病院経営をされません。もちろん、市民の健康と保健を守るために病院ということの位置づけを、公立病院として位置づけを負うてるんですけども、過日ですか、市長の方に市立病院としてそういうよう

なことをするならば、現行の住民サービスを切っても市民にそういうようなことを訴えて、市立病院としての経営をされるんですかと言ったら、市長から、いや現行のサービスを切ってまではそういうようなことは言いませんという回答をもらったと。そういうような中で、非常に厳しい、そういう市立病院をするだけではとても無理だと。やはり市民の皆さん方に病院の必要性を承知してもらっていますから、もちろん市立病院としては採算性の合わない診療科目も開いてもらわなければならないという背景がございますから、そういうような角度でやはりどれだけの単年度で収支が出るかわかりませんが、そういうような段階で、財源としては、やはり現行の住民サービスからの見直しによって一般会計から病院会計の方に繰り入れ、繰り出していかなければならない、このような思いで、過去になるんですけども、市長にお尋ねしたところでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） それでは、代表質問を続けてください。

○20番（立入三千男君） 病院の整備ということでは、ただいまも申し上げましたように私は再度質問でやはり病院整備には市として慎重の上にも慎重を期して本体に財政の影響を与えないというような覚悟から精査をしていただいて、慎重に取り組みをいただければそうですし、もし取り組むならば、市民に現行の住民サービスを見直すというようなことも踏まえて説明をして、市民の理解を得られなければならないというようなことで再度質問しようと思ったんですけども、先ほど市長からの反問でお話しさせていただきましたから、再度の質問はございませんが、通告による質問はいたしておりませんが、今定例会で、新教育委員会制度、そして野洲市のいじめ防止等の対策条例が提案をされているところでございまして、冒頭川崎市の中学1年生のいじめによる殺害事件の報告をさせていただきました。やはり、その中学1年生を殺害した少年や、子どもたちがなぜ学校や周辺大人たちにSOSを発信できなかったか。また学校や周辺が長期の不登校や欠席を問題視して対応できなかったのかと。また、本市においても、ご承知だと思いますが、昭和53年に野洲中の殺傷事件がございます。そういうような過去のことも踏まえて、本市ではふれあい相談室で不登校の児童や生徒、そして今言うようにいじめの問題に先進的にふれあい相談室では子どもたち、少年たちの駆け込み寺的なことで対応していただいているということでございますが、教育委員会として、学校現場でこのような事象があれば、積極的に取り組んでいただくよう特にお願いをしたいと思うんですけども、教育長、通告はしていませんけども、もしよければご回答をいただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今、立入議員さんおっしゃっていただきましたように、子どもたちの命を守るというのは、やはり教育の現場にとっては一番大事なことだというふうに思っております。

今回の川崎の事件に関しましても、子どもの方はSOSを発信しているんですが、それを受けとめる大人の方が僕は問題があったんじゃないかなと、そんなふうに感じております。学校も、それから地域も、もちろん保護者もやはり子どもが発信するSOSをしっかりと受けとめていかなければならないと。特に、これは学校だけの問題ではなかなか解決できない状況でございます。学校と警察、そして地域、家庭、そこら辺がうまく連携をしながら、連携といっても言葉の上では簡単な言葉なんですけど、実際やるとなると大変難しゅうございますけれども、やはりそこら辺の連携をしっかりと深めながら、子どもの命をしっかりと守っていきたい、そんな気持ちをお伝えして、私の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 市長。反問。2回目ですか。

○市長（山仲善彰君） 病院と行政改革のご質問についての反問をちょっとさせていただきます。

まず、病院なんですけども、さっき4つご質問したんですけども、明確にお答えをいただいてないと思うのです。あのとき、理事として何か議員さんが承知したからみたいなことなんですけど、理事としてかかわっていたときに、議員さんが、議会が承知されたから21億円を認めたみたいなお答えだったんですけども、9億円を貸してまだ返ってきていない。土地は根抵当が入っている。そんな中に、7億、そして13億、21億を貸すということは、これはすごいことですね。実際は違法なんですよ。契約書も見ないで議決をしているわけです。異例な状態です。今から見たら。

私はつつくつもりはないんですけども、立入議員は、今、守山市の病院を例に挙げて、守山市みたいになるとおっしゃっている。雑駁な議論で新しい病院が心配だとおっしゃっているんですけど、もっときちっとした議論をしていただきたいと思うんですよ。安易じゃなしに、野洲病院の提案を正面から受けとめて、きちっと委員会を開いてここまで来ているのに、大会派の今のご質問、ご意見を聞いていたら、平成10年と全く一緒ですよ。全くその裏返しで、あのときは行け行けどんどんでやっておいて、多分一部慎重な方もいたと思います。ですけども押し切られたんでしょう。これは本当に責任は重いんですよ。

野洲病院にとっても傷が深い。本当にまともに働いていた医師とか看護師からしたら、北館増築ということで21億円もぶち込んだ。9億円返していない。だから、あと何をしたか知っていますか。給料を落としていたんですよ、私が就任するまでは。本当に。シーリングして給料落としていた。私はまずそれはだめですよと言ったんです。口は挟まないけども。しばらくしたらこれが出てきたんですよ。新病院提案が。で全貌がわかったわけです。その根は誰がつくったかといったら、本当にこの平成の一けた台から10数年です。野洲病院が気の毒なのは。私は野洲病院の貢献は認めているし、野洲病院は決して悪いと思っていない。多いときは8人も理事が入っていますよ。

私は聞いたんで本当かどうか知りませんが、5人おられるから確認いただきたいんですけども、平成14年6月、このときも立入さんまだ理事なんです。でも、河野さんが順番が回ってくるから河野さんも入られて、ここに1人ふえているんですよ。このときは秦真治さん、原田藤市さん、山崎健さん、河野司議員、立入三千男さん。ですけど、その前の年はここに河野さんが入っていない。本当だったら、その当時の理事に聞いたんですけども、立入さんはやめるべきなのに、熱心に残られたので、1人ふやして河野さんが理事ふえていると。そこまで熱心な議員なんです。定員ふやしてまで。こんな簡単に定員ふやすんですかね、理事会は。だから、もっとそのところを真剣にお話をいただきたい。

それと、月1,000万の黒字。これはあり得ない。そうしたら、野洲市の借金の原資で利息はもう免除しているんですよ。固定しているんですよ。本当は利息をもらわんとだめなんです。あり得ないですよ、これも。そんな危ない状態で、そして根抵当もまだ残っていたわけです。これは全く私は疑います。立入さんのどんぶり勘定を。今どんぶり勘定で私たちが精緻にやっているのを、どんぶり勘定で守山みたいになるだろうとか、そんな議論でやっておられるのではないかなと思うんですが、こういう観点から、もう一回この当時のことをどうかときちっと説明いただきたい。今、反省しておられるのか、しておられないのか。私が悩んでいるのは、何も私は病院に手をつけたくない。何かいかにも市長が病院をつくりたがっているみたいな言い方をしておられるけども、それと、もう一つは、市民病院に支援をしよう。あえて言いますと、通告されていますけども、稲垣議員は野洲病院に支援を継続してはどうかとおっしゃるんですけども、そういう趣旨で言っておられるのか。損失補償もできないし、福祉医療とか社会医療の観点だったら、その科目に対しては私は補助できますけども、どんぶり勘定の支援は絶対できませんよ。

今から、また10年ほど前のことと同じように、どんぶりで民間病院に補助を出せと言

うわけですか。やるんだったら指定管理をすとか、それしかないですよ。もう少し、そこを厳密な議論をしていただきたい。

それと、行革ですけども、突っつくだけですけども、さっき言いましたように、宿題が残ってきて、そしてから基金は減って、そして約束がいっぱいあるわけです。この状況の中で何ができるのか。これは、私が揺れても落ちる飛行機、落ちない飛行機、揺れなくても落ちる飛行機、なぜ言ったかわかりますか。このころ、平成10年から14年のあたりというのは、野洲市の一番きわどい時期なんですね。PFIの学校をやった時期なんですよ。これも私議会で申し上げたと思いますけど、なぜPFIをしたか。ご存知ですね。財政が厳しいから、民間資金を使わざるを得ないと言って押し切ったわけですよ。財政が厳しいから。本当に火の車です、裏は。私も町民でしたけど、大体そのときどう言ったか知っていますか。小人閑居して不善をなすと。表向きはいいんだけども、野洲町財政は表向きはよく見せておいて、裏では火の車。だから、議会ではPFIは厳しいと言った。でも、表では健全財政だから大盤振る舞いで野洲病院に21億の損失保証をする。野洲病院が返すんじゃないしに、この1億数千万の中で返しているだけですから、このからくりなんですよ。赤字支援をしているのと違って、野洲病院に巨額の借金をさせて、巨大な建設工事をしておいて、金融機関には大きな金利も払ってあげて、みんな喜びます。誰が一番割を食うかといったら、工事を押しつけられて給料をカットされている野洲病院の職員さんと野洲町民ですよ。その構造が全然改善されないでここに来たって、医療行為まで続けられないという構造になっているわけですよ。もうちょっとそのあたり、構造分析もしないといけない。

だから、もう一回お聞きしたいのは、平成の理事をしておられて、議長をしておられたころの野洲市の行政のあり方、それと今の行革をにらんで何ができるというふうに考えておられるのかというのと、もう一つは、民間病院という安易な発想で守山は赤字になっているからと。守山はまだいっぱいできていないことがありますよ。学校の給食もできていない。空調もできていない。中学校もとまっている。それと野洲市と一緒にしてもらったら困りますね。まだ学童もできていない。全然ノウハウ違うんですよ。もうそんなふうに単純に守山がそうやからというふうに見ておられる。

もう一回整理しますと、まず、平成17年ころのやっぱり野洲病院について、現時点から妥当だったのか、あるいは誤りというか、問題視すべき点があって今後反省すべき点があると思っておられるのかどうか。それと野洲市の行革行革とおっしゃるんですけども、

平成10年ぐらいから今日に至るまでの野洲市の財政への立入議員が一番よく知っておられると思いますから、評価を、この2点をきちっとお聞きしたい。行革のこれまでの評価ですね。行財政の仕組み、それと病院のこと、この2点を。

○議長（河野 司君） 立入議員。

○20番（立入三千男君） 先ほども市長、私個人で代表質問しておりません。私は、今回のこの代表質問するについては、私の会派全員にこのようなことで質問しようとしているというようなことで、事前にみんなで共通認識のもとで代表質問をさせてもらっているということで、私個人の質問じゃなしに、会派の総意としてこのようなことで質問をさせてもらうということ。先ほど来、会派の立入ばかりの話でしたけど、私個人ではなしに、みんなに全員にこんなことでどうですかというようなことで、みんなで協議させてもらった上で質問を出させてもらっているということで、それと今言うように、先ほども理事をしていて、そしてなんや議会で諮ってきたら議会でやれということだけしてきたと、そんな意味はございません。もちろん、理事でいてその当時の病院事務局から説明をいただき、そしてそのときの協議資料を持ってその次の議会の全員協議会で報告をしてどうするか、こうこうこういうようなことでまだ今言うように債務保証するとか、支援をするというようなことの手続を踏まえておりますから、私個人ではないということで申し上げているところでございまして、首長さんはもちろんおられますけれども、それは全部首長は初めは入っていたのか、理事に。途中でもうやっぱり病院経営に入っているのはおかしいということで抜けられたという経緯もあるんですけど、今言っているように、平成10年前後のそこらで何も問題意識なしに、よう21億とかそこらあれしてきたなというような話ですけど、私個人ではもちろん説明を聞いて、了としておりますし、また議会での同意もいただいてそのような支援になってきたということでございます。

それと、守山の話、先ほど一例を言ったところでございますが、学童をされてないとか学校給食をされてないとか、いろんなことを言われました。それが私に言えば、逆に毎年5億数千万の病院への一般会計の繰り出しされているさかいにできていないのかなという思いをしますから、もちろん、守山でも学校給食を全部したい、いろんな施策を取り組みたい、学童もいろんなことを首長さんなり議会の方から聞かせてもらっていますけれども、やはり市民病院への毎年の5億数千万の持ち出しが非常に財政を圧迫しているという中で、したくても難しいんやというようなことのお話を聞かせてもらっているということで、市長は何もしていない、いろんな施策をされてないと言われてはいますが、それはやはり

5億5,000万、今年度だったら。去年も26年度は5億5,000何ぼ。今年度も予算として5億5,000万あるんですけども、そういうようなことを支援されているという状況で、一般会計の中から市民病院への会計に持ち出しが非常に大きいということで、一般施策に影響を与えるということを申し上げたいと思います。

終わります。

○市長（山仲善彰君） 平成10年から今日に至る行革の見解。

（発言する者あり）

○20番（立入三千男君） 先ほども質問させてもらった行政改革というようなことでは、やはり厳しい税収の落ち込み等々、そして交付金についてもいよいよ合併当時は2町からの交付金をそのまま足したものをもらっているんですけども、10年以降には一本算定というそういうような交付税の大きく落ち込んでいく、そういうような中で、人員とかいろんな角度で財政の厳しい状況での入りが少ないさかい、出の見直しということで質問させていただきましたが、先ほど厳しい財政状況の中でやっぱり増員しなければならないというような、山仲市政の施策として取り組んでおられるところには高く評価をさせてもらっておりますし、やはり厳しい税収とか財源の落ち込みの中で、今後一層いろんな施策の見直しをする中で出の方の見直しもお願いしておきたい。

以上です。

○議長（河野 司君） 暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立入議員。

○20番（立入三千男君） 市長から、PFI方式というような民間の資金を活用しての公共施設の建設ですねけども、そういうようなことでどう思うのかというお問い合わせでございますが、私ども当時、議員として執行部からお話を聞いている中では、国の方でもそういうようなPFI方式で議員会館を建て替えるとか、近隣でも病院をそういうような民間資金を使って建てるという中で、野洲小学校の今言うように、後ほどはまた私それは折り合わなかったんですけども、野洲幼稚園の建て替え、増改築とか、そういうようなことにPFI方式で民間資金を使って改築されたという経緯がございますし、評価するかしないかというような、国のそのような制度で社会全体が民間資金の活用という動きの中で、

野洲町も取り組まれたように思っておりますし、私が議員として、町会議員として在籍しているときには、野洲小学校の建て替えにもそのようなPFI方式での資金で毎年1つの小学校を建てたら40億50億という資金が要るけど、何億というそれが年賦返済で済むというような話で一時的に資金のなかつてもできると、校舎の建て替えができるという説明がございまして、その説明を了として賛成したところでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開を午前10時55分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第3）

○議長（河野 司君） 日程第3、次に、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第19番、高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 第19番、高橋繁夫でございます。一般質問のトップバッターで、久しぶりに少し緊張しております。

それでは、早速質問に入ります。

質問の1点目は、篠原駅舎改築及び周辺整備について質問させていただくものでございます。

篠原駅舎改築及び周辺整備事業が、今年の秋の供用開始を目指して工事が進められております。私も今回の質問に対して篠原駅や周辺整備の現場の整備状況などをこの目で確認してまいりました。

篠原駅のかつての通路階段は、近江八幡駅側に仮設で設置され、以前の通路の位置に新しい駅舎としての本体鉄骨が組み立てられました。正直な感想としましては、今年の秋のオープンに間に合うのかという印象を受けました。また、駅南口の新設に伴うアクセス道路としての県道安養寺入町線のバイパスや、停車場線については、現在工事が急ピッチで進められておりました。

篠原駅の歴史については、いろいろ調べてみますと、当初はもう少し西方の篠原村寄りにできる予定であったそうですが、その場所が勾配があったため、現在の位置にできたそうでございます。

大正7年6月に最初は篠原信号所として開設されました。その後、大正10年4月に駅として格上げになり、篠原駅が開業されました。私の計算では、当初の信号所開設以来99年経過したことになります。改修までには大きな工事がなかったことから、駅舎や通路階段は昔の面影を残しており、私も高校時代は篠原駅から通学しておりましたので、思い出深い駅舎でありました。それが、今回の整備により大きく変貌しようとしており、整備の状況を見させていただくと、篠原駅周辺整備にかかわっていただきました関係者の方々の功績に自然と頭が下がる思いであります。

今回の駅舎及び周辺整備により、特に駅南口が新設されることによりまして、交通体系が大きく変わります。特に、本市の大篠原地先の村田製作所も大勢の従業員の方の通勤経路にも影響してきますし、また、竜王町へのアウトレットの所要時間も大幅に短縮されることが期待されます。ただ、県道安養寺入町線の新幹線から、国道8号までが狭小になっており、乗用車のすれ違いもままならない状況であり、この区間の改良が待ち望まれています。

そこでまず、未改良となっております県道安養寺入町線の新幹線より国道8号までの区間の今後の整備予定を、所管されております都市建設部長にお尋ねするものであります。

2点目に、今お尋ねしましたこの未改良区間が整備されました後に、村田製作所及び竜王アウトレットへのバス新規路線の検討がバス会社においてなされているのかを所管されている市民部長にお尋ねするものであります。

と申しますのも、バス発着所が整備されれば、駅南口周辺の状況も変わり、次のステップにも展望が開けることから、お尋ねさせていただきます。

3点目に、今回の篠原駅舎改築及び周辺整備としての県道安養寺入町線の改良整備により、篠原学区の長年の懸案事項が成就することになりますが、私としては、一方で懸念しております案件がございます。皆様も記憶に残っていると思いますが、現在の市道大篠原入町線の供用開始は難産でございました。その難産の理由は、県道安養寺入町線との交差点に信号が設置されないため、安全性が確保できないとの地元の意見が出され、その協議調整に時間を要したものでございます。最終的には、横断者に注意を促す電光掲示板を設置することにより協議が調ったという経過があります。

当時の話では、篠原駅舎整備のときには県道も拡幅され、そのときには信号機設置の条件も幾つか満たされるので、信号機械設置の可能性も高まるのではないかとということで、地元も了解されたと聞き及んでおります。

信号機設置については、市内の状況もたびたび答弁されておりますので、厳しい状況であることは理解しておりますが、前回の経緯もあることから、信号機が設置されるものかをお尋ねします。

この件につきましては、信号機設置の要望を所管されております市民部長に答弁をお願いするものでございます。

次に、大きな2点目としまして、人口増加対策について質問させていただきます。

滋賀県の人口については昭和41年以降ふえ続けており、これまで全国でも数少ない人口増加県でもありました。しかし、昨年10月1日の推計人口では、昭和40年以来48年ぶりに減少となってきたことが報道されておりました。本県も、いよいよ本格的な人口減少局面に入ったことも報道されておりました。

しかし、これは滋賀県下全体の状況でありまして、交通立地条件に恵まれております湖南地方はふえ続けており、特に草津市、守山市、栗東市は増加の数値が顕著であります。野洲市は人口増加が頭打ちとなっている状況であります。

その要因については、本市は元来市街化区域の面積が狭く、その狭い中で市街化区域内の開発可能な箇所が数カ所と限定されており、開発が見込める箇所がいまだ手つかずの状態にあることが上げられます。

こうしたことから、まず現在残っている市街化区域の空閑地を早期に開発することであり、また、竹生の竹が丘や小篠原の山ノ脇地先のように、市街化調整区域でありながら市区計画制度を活用した運用制度を進めるべきであり、人口増加に向けた施策を展開する必要があると私は思っております。

そこで、本市の人口増加やまちづくりに貢献が見込める3カ所について、所管されております都市建設部長にお尋ねするものでございます。

まず、1カ所目として、野洲、行畑、市三宅の開発について質問いたします。

この区域については、前回の市街化区域見直しにより市街化区域となったものであり、湖南市のイオンタウンと同じ時期に市街化区域になったと記憶しておりますが、イオンタウンは既にオープンいたしておりますが、当区域はほとんど農地であります。現在の開発の状況をお尋ねいたします。

次に、2カ所目として、小篠原山ノ脇地区について質問をいたします。

当該区域は、市街化調整区域であります。地区計画制度を活用して開発計画されております現在の進捗状況をお尋ねするものでございます。

最後に、市役所裏の農地について質問いたします。

この区域は野洲駅からも近く、立地条件は恵まれているものの、地権者が多く、筆ごとの面積も狭く、開発進入路も限定されるなど、開発用件は厳しいものとなっております。また、文化財も数多く埋蔵されていることが見込まれ、開発が手つかずとなっております。

しかし、これだけの恵まれた立地条件を生かして、民間開発を誘導して進めるべきと考えますが、現在の状況をお尋ねするものであります。

以上につきまして、答弁をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） それでは、高橋議員の篠原駅舎改築及び周辺整備についての1点目の県道安養寺入町線の新幹線から国道8号までの区間の今後の整備予定についてお答えをさせていただきます。

現在整備していただいている市道大篠原入町線の交差点改良部分から、国道8号に向かって約600メートル、この路線につきましては、2車線で片側歩道という道路でございます。この区間を第2工区といたしまして、今年度より筆界確認の現場立会を終えて、用地測量と詳細設計を実施していただいたところでございます。

平成27年度には、用地買収を実施いたしまして、平成28年度より本格的に工事に入っていただく予定をしております。

なお、今言われていますバイパスを1工区といたしまして、今回の大篠原入町線までの交差部分につきましては3月末で完了予定でございまして、なお、交差点以降100メートルについては用地買収を終えていますので、繰り越しをされて実施をしていただくということになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

済みません。失礼しました。

2点目の人口増加対策についての1点目の野洲、行畑、市三宅の開発についてお答えをいたします。

平成24年3月28日に都市計画決定された市三宅、行畑、野洲地区の地区計画のうち、近隣商業地域のC地区、これは9.1ヘクタールでございますが、その市街化区域編入時か

ら開発協議が進められてきましたが、開発に伴う土地利用について、地権者と開発業者の合意形成が図られなかったこと等から、今のところ開発には至っておりません。

現在は、新たな開発業者と地権者同意のもとに大型商業複合施設の開発が進められており、去る2月26日に開発業者から開発事前審査願いが提出されたところでございます。今後は、提出された大型商業複合施設の事業計画について、都市計画法等規定に基づき、開発業者と本市及び滋賀県の行政関係機関が当開発に係る各要件について協議を行うこととしております。

続きまして、2点目の小篠原山ノ脇地区についての質問にお答えをいたします。

当区域におきましては、都市計画提案制度を活用した市街化調整区域における地区計画を土地所有者等が計画をされ、現在その計画作成に当たり、地区計画の方針と地区整備計画及び土地利用計画図に基づき、各課題について相談協議を対応しているところでございます。

本市は、当計画案に対して、関係法令の整理や周辺施設や交通等への影響を低減する対策を講じるよう指導をしているところでございます。

地区計画において、この対策の具体的な方法が確認されれば、当計画の提案を受ける予定をしております。

提案を受けた後は、都市計画法等の規定に基づき、地区計画の内容について都市計画審議会や滋賀県の意見を踏まえ、その計画の適正について判断した上で、本市の地区計画として策定してまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、3点目の市役所裏についてでございますが、当該地域につきましては、第2種中高層住居専用地域1種住居地域であることから、住居系や商業施設等の開発は可能な区域であります。現在のところ、当区域の開発計画についての相談、協議等は受けておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは、高橋議員の篠原駅舎改築及び周辺整備についての2点目のバス新規路線の検討がバス会社においてなされているのかというご質問にお答えいたします。

県道安養寺入町線の新幹線から国道8号線までの区間につきましては未整備であり、現状ではバス車両の離合が困難な区間があります。バス会社に問い合わせをしましたところ、

現時点ではこのような事情もあってか、新規路線は計画されていないとのことであります。しかし、篠原駅南口広場には、バス発着場所の整備も計画していますので、今後、道路環境等が整いましたら、バス会社に利用いただき、利用者の利便性を高められるよう働きかけをしてまいりたいと思います。

それから、3点目の信号機の設置のご質問でございます。

県道安養寺入町線と市道大篠原入町線の交差点につきましては、信号機の設置の必要性が高いため、今年度も滋賀県公安委員会に要望書を提出し、強く要望しておりますが、現時点におきましては設置の連絡は受けておりません。

現在、県道整備をいただいている土木事務所においても必要性を認識され、要望されていると聞いておりますので、県とともに今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 高橋議員。

○19番（高橋繁夫君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、篠原駅舎改築と周辺整備は、特にハード面においてはほぼ整備の目処が立ちました。これまでの労苦に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

特に、信号機については現下の情勢により厳しいと受けとめさせていただきましたので、今後も努力していただきますようお願いをしておきます。

次に、人口増加対策ですが、私が町の活力の一番の要因は、やはり人口がふえ、にぎわうことだと確信しております。そういった意味で、今ご答弁いただきました3カ所が早期に開発され、商業施設であればにぎわいも生まれ、税収の増加にもつながるものと期待しております。また、住居系であれば、人口が増加し、市の活性化にも結びつきますので、この件も大いに期待しております。

私は、先ほど篠原駅周辺のハード面の整備には目処が立ったと申し上げました。次はソフト面でございます。JRの琵琶湖沿線であり、篠原駅南口は今後は発展するものと大いに期待しております。そのためには、私も力の限り尽くすことをお誓い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 次に、通告第2号、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。2月定例会におきまして、3点大きな質問をさせていただきたいと思います。代表質問等がかぶっている点もござい

ますけれども、丁寧なご回答をお願い申し上げます。

まずはじめに、地方創生戦略の推進についてお伺いさせていただきます。

我が国の人口は減少局面に入っております。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中は進み、首都圏への人口の集中度は、諸外国に比べて圧倒的に日本は高くなっているのが現状でございます。このままでは、人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状況に陥ってしまう状況でございます。

昨年、8月27日、安倍総理は総理大臣官邸で、第2回まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会を開催しております。この会議におきまして、有識者によるまち・ひと・しごと創生に関する具体的な取り組み事例の紹介、及び、今後、政府において必要な取り組み等について意見交換が行われました。その場で、総理は、冒頭の挨拶で次のように述べておりました。このような人口減少、超高齢化という構造的な課題に、今こそ正面から取り組んでいかなければならないわけございまして、地方からどんどん人が出ていってしまう。それは地方の疲弊に当然つながっていくわけございまして、その現状を何とか変えていかなければならないと、このように思っております。そこで、若い皆さんに頼むから残ってくださいと言っても、残ってくれるわけがございません。地方に残ることによって、また地方で生活することが自分の人生が豊かになることにつながっていく、そう思ってもらえるような地域、地方にしていく必要があるのだろうと、少なくとも短い将来、そうなるっていくというそういうビジョンを我々がぜひ示していきたいとこのように思います。まさに、若い皆さんが自分の努力と情熱で地域の未来を切り開いていくことができるという状況、環境をつくっていくことが私たちの仕事なのだろうとこのように思います。地方に仕事をつくり、地方への新しい人の流れをつくる機会の特性に配慮しながら、地域の課題を解決していく必要があります。このように述べておられました。

このような状況を踏まえまして、政府は、昨年11月に成立しましたまち・ひと・しごと創生に基づきまして、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定しております。

さらに、都道府県や市町村には、2014年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されております。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的といたしましては、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正」（第1条）

すると記されております。この上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会、生活、インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。

この地方創生の鍵といたしましては、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進しているかどうかだと言えます。しかし、自治体によっては、計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は、戦略づくりを支援するために国家公務員や大学研究者などを派遣する制度も設けているとしております。また、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していく等も重要であります。

こういった背景のもとで、次の点をお伺いさせていただきます。

まず、1番目といたしまして市長に伺わせていただきますけれども、この地域版総合戦略の策定が努力義務と課されておりますけれども、地方創生戦略の推進についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の地方創生戦略についてのご質問にお答えいたします。

既に、代表質問で幾つかお問いかけをいただいた際にもお答えをいたしましたけれども、野洲市においては地方創生という名目はやっていませんけれども、市民のために、あるいは地域のためにまちづくりを計画的に進めてきています。野洲市の総合計画、そしてそれに基づくロードマップで現状と課題を位置づけ、市民と共有化して、必要な取り組みをしてきているつもりですので、むしろそれに重ならないような国の方針だったら、国の方針がおかしいのと違うのかなと思っております。人口も、その計画では1,500人ふえる予定ですので、まさに人口増も見込んだ計画になっていると思います。

あえて見解をとということでお問いかけをいただいておりますので、簡単に申し上げますと、今、総理の言葉も引用されました。私も総論は大賛成です。ただ、なぜそういうふうなことをしないといけないかという、そのやはり現状認識が的確ではないのではないかと思っております。例えば、国家公務員を地方に派遣すると。これは逆でありまして、そんなところに来て仕事ができる人がいると私は思えないんですけれども、先般も職員が勉強会を開こうということでスーパー公務員という人がいますね。木村さんといって、NHKの番組に出てから有名になった人来てくれて、1時間余りこの、まさにその部屋をお借りして意見交換して、あと会費制で飲み会もしたんですけれども、素晴らしい人ですけども、じ

やあ彼が野洲で何かできるかといいますと、小樽の話ばかりをしてくれていまして、あの人でさえそれだったら、ほかに私はいないと思います。あの人もしばらしい人なんですけども。

それと、もう1つ気になるのは、今回も交付金を渡すから知恵を出せということなんですけども、そんなににわかには知恵が出るわけではなくて、今まで積み上げてきたことをやりましょうということなんですけど、前へつんのめりで早くプログラム出ささいとなっています。ばらまきはいけないと。恐らく、これは1年か2年たったらどういうことになるかといいますと、ばらまきはいけない知恵を出せと言ったのに、結果的にばらまいたじゃないかと。それをやったのは地方だったと。私たちは、そういうことをだめだと言いながら、せっかく自由なお金を渡したのになんてという評価になるんじゃないかと。結果が見えているんじゃないかと思います。

今も休憩時間に、矢野議員のご質問に備えてちょっとネットで幾つか探したら、横浜市はプレミアム券を100億円出すと書いてました。そんなところまで来ているんですよ。約100億円来ているんですね、国からは。手数料を入れると。2割増の、1万円で1万2,000円の券を出すと言っていましたけども、だから、それだけ来ているわけですね。これはまさにばらまきですよ。大都市横浜で100億円のプレミアム商品券です。野洲市は、申しあげましたように5,300万もらって、1,000万余りを商工会に事務手数料でお渡しして、4,000万余りをプレミアム。これで本当に地域がよくなるかどうかだと思います。

それと、もう1つ気になるのは、きのうもちょっと同じニュアンスで申しあげましたけども、努力義務になっています。計画をつくるのは努力義務。これも、私たちも忘れてるんですけども、ちょっと前に地方自治法が改正をされました。地方自治法の第2条に、基本構想を立てて自治体は計画的に事務を進めなさいとなっていたんですが、これが分権に反するというので、地方自治法の2条が今なくなって、野洲市も基本構想、総合計画を持っていますけども、これは自前で議決をしていただくことによって自立的に存在しているものです。今回は、地方自治法違反ですね、これ。誰も気がついていないと思いますよ。分権が完全に逆戻りしています。そこも私は気になるところであります。

それと、もう1つはハードはだめだと言っているわけですね。継続はだめで新規しかだめだ。だから、これは政策のつくっては捨て、つくっては捨てで、やっぱり取り組んだら持続的にやっていって、改善をしていってやらないとだめなわけです。それからしても、

今回また昔と同じことで、最近私言ったように保守政権でありながら革新政権なんですよ。全て新しいものでないとだめだと言っています。私は余り引用はしないんですけども、昔から肝に銘じている言葉で徒然草に北条時頼、当時の執権ですけどね、彼の質素な生活のエピソードが載ってまして、ちょっとろ覚えなんで正確かどうかは別ですけども、家来、それもかなりの幹部なんですけど、呼んで、夜ちょっと酒飲み話をしよう。味噌と酒だけで飲んでいるんですけど、そのときに話した話が何かといったら、執権のお母さんが昔から言っていたのは、障子は張りかえるのに全部張りかえたらだめですよと。破れをつづつ張りかえなさいと。そうしないと、本当に人のためにならないと。要するに、障子というのは、さえぎったらいいわけで、それを全部はがして張りかえる必要はなくて、その駒を丁寧に張りかえたら機能は果たせるわけです。破れをつづるやり方でやらないと社会はよくなるのに、今は革命政権みたいなことをやっているんですよ。だから、そういうところも気になります。すかっと全部違うことを始めなさいと。1万社地域で創生しなさいと。

今、野洲市で何が高いかといいますと、まだこども園もつくらないといけません。学童保育も健全経営をしないとといけません。ましてや、病院はこれは私は本当に大事だと思うんですけども、さっきも立入議員にお答えしましたように、県、国と協議していたらもうだめだ、だめだなわけですよ。本当にお金を使うのは、私は赤字の運営はだめだと思いませんけども、トータルに市民に受益があればいいわけですし、そういうところをほったらかして、どんどん会社をつくれとか、プレミアム券を配れとか、これは本当に国民のために考えた施策かどうかだと思います。恐らく、大体私首長さんとしゃべっていても、皆あきれているんですけども、割り切って、お金だけもらって、できるだけ市民のために使おうということなので、恐らく政府の思いと、私は総論は大賛成です。でも、その手段と現実はかなり離れているというふうに思っています。

それが、あえて見解と言っていたいただきましたので、述べさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 市長の思いはよくわかりました。

続けて、2番目に入らせていただきます。

先ほど述べましたように、まち・ひと・しごと創生する戦略を立てるために人材の確保は、市長の考えであれば逆、国から来るのは逆というような答弁もございましたけども、

そういった点について政策調整部長としてはどう考えておられるのか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 地方創生総合戦略の策定のための人材確保についてですが、議員からのご質問は、国による地方創生人材支援制度についてのご質問だと思いますが、国からの人的支援については考えておりません。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それはそれでいいかと思えます。自力でできることは自力でやっていたらいいかと思っております。

先ほど、市長、他市の首長と話しているとあきれているというような感想を聞かせていただきまして、ほかの周辺地域との連携についてのこういった点についての見解を政策調整部長、よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 周辺市町との連携についてですが、課題を共有し、広域的な事業展開が有効な場合は、周辺市との連携も考えられます。ただ、それぞれ市において地域課題が異なっておりますので、みずから解決するための対策とか、手法とか、事業展開も異なってくると考えられます。現在のところ、周辺市との連携については考えておりません。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市独自でやれることはやっていたらそれでいいかと思っております。

先ほど、余談でございますけれども、国の方は無理やりというか、地方創生のための一翼になるという形で地方版のプレミアム商品券を発行することで先ほど市長の答弁で、商工会の方ですか、1,000万ほどでやっていくという形になっておりますけれども、これは具体的にどういった形でされるのか、そういった点が今決まっておるのか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 地方版のプレミアム商品券ですけれども、市長の方から答弁がございましたように、基本的には商工会の方に委託して発行していこうというように考えております。

具体的に、プレミア率ですけども、そういった発行時期でありますとか、その辺については現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 隣の中八幡では、30%つけるとかそんな話もあります。僕はそこまでする必要はないと思いますので、野洲市の背丈に合った施策をやっていただければいいかと思っております。

次に、5番目でございますけれども、地方移住に対する現状と今後の取り組みについての見解を政策調整部長、お願いいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 地方移住の推進についてですが、本市の場合、京阪神地域へ通勤する方々のベッドタウンとしての人口流入がありまして、市として都市部からの移住に関しての事業は展開しておりません。

また、市全域を見渡しますと、提供できる良好な住環境の空間地が少なくなっていることから、地方への移住施策ではなく、今後、住居地域の拡張のための土地利用の見直しを図っていききたい、そのように考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 次に、6番目に入らせていただきます。

この、ひと・まちの中に、結婚・出産・子育て教育環境整備の現状と今後という形でちょっと中身を詳しくというか、細かくいきますと、行政による男女の出会いの場、これは以前は婚活を行政としてどうかということを一問一答でやっておりますが、こういった点の後押しですか、こういった点はどう考えておられるのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 男女の出会いの場としての婚活は、市ではやってございませんので、総務部の方からお答えいたします。

就職や雇用の問題など、社会状況が結婚をしにくくしていることを考えますと、一時的な出会いの場づくりでは課題解決への効果が薄いと思われまことから、そのような婚活活動、結婚活動への支援の取り組みについては慎重に対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 人権の市民の集いでも市長がおっしゃっていましたが、婚活だけではやっぱり裾野が広過ぎてちょっといけないということも申し述べておられましたけれども、ぜひともそういった環境をなくすような状況をつくっていただきたい、こういう思いでございます。

それと、安心して産み育てる産婦人科に関しまして、これからの取り組みについての思いをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） まず、本市の出生数でございますが、年間500人前後、出生率は約10%でございます。横ばい状態でしたが、平成25年に出生数が458人、それから出生率が9.1%となりまして、国、県に比べますと約2年から3年遅れで減少に転じております。また、出産をされる医療機関については、約70%が診療所でございます。病院は25%、その他助産所等でございます。診療所で出産をされる割合は、国、県より高い状況となっております。なお、産科診療所は市内に1カ所、それから湖南地域等周辺には14カ所あります。また、総合病院として済生会病院、草津総合病院、近江八幡市立総合医療センター、大津日赤病院、滋賀医科大学病院がございまして、本市は県内の市町の中ではまだ恵まれた受診環境にあると考えております。

本市では、若い世代が安心して妊娠。出産、子育てができる環境づくりとして、保健・医療・福祉機関など多職種連携による継続した支援体制を整備することが重要であると考えており、母子健康手帳の交付のときに、保健師が個別面接を行い、病気や生活習慣、それから相談者の相談、経済的な問題などをお聞きするところから既に支援を始めております。

また、27年度から妊婦健診助成額をこれまでの7万4,390円から9万4,560円に拡充する予算も計上しております。

さらに、平成27年度から国の交付金事業として始まります妊婦出産包括支援事業、この事業を活用しまして、相談支援等の取り組みを進めたいと現在検討をしております。この事業は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援をする仕組みとして創設されたものでございまして、主な内容は既に実施をしております母子保健事業の相談業務等を子育て世代包括支援センターということで総称しまして、総合的相談支援を進めることとなります。

事業メニューのうち、産後ケア事業については、医療機関の空きベッドを利用し、心身

のケアや休養を要する産婦支援ということになりますので、実績のある医療機関のケア事業を活用したいと考えております。しかしながら、現時点では国から詳細が示されておられませんので、把握ができ次第、予算計上も含め関係機関と調整をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

今回、健診の拡充されたことは本当にありがたく思っております。

もう1点、子育てに必要となります居住、住宅の確保も必要でありますけど、先ほど高橋議員の答弁にもありましたけど、今後の都市計画とか地区計画、そういった点あればちよっと伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今後の都市計画と地区計画についてであります。現在、市の事業として区画整理事業など具体的に新たな居住住宅の計画はございませんが、先ほども申し上げましたように、山ノ脇地区において地区計画、7.9ヘクタールですが、検討を進めておるところでございます。

当件は、基本的には野洲市都市計画マスタープランに沿って市街地整備及び住環境整備を目指していくということになります。また、次回の都市計画変更における市街化区域の見直しの際には、宅地需要を踏まえ、用途区域の見直しを予定しており、それらと合わせて地域の合意形成が図られたら、地区計画についても個別に検討をしてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今後、若い世代が住みやすいまちづくりに取り組んでいただきたい、こういった思いでございます。

最後、7番目でございますけれども、地域産業の競争力強化等、また企業誘致についての取り組みを、現段階でもしあればお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 企業誘致や競争力の強化の取り組みについてお答えします。

市といたしましては、企業活動の環境整備を整えることで、地域の競争力を上げることが地域産業や企業の競争力の強化につながっていくものと考えております。このため、国道8号バイパスや湖南幹線、スマートインターなど基幹道路網の整備などを進めてまいりたいと考えてまいりたいと考えております。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を行わせていただきます。

大きな2番目でございますけれども、コンビニ健診の推進によりまして生活習慣病予防を促進する件につきまして質問させていただきます。

現在、幾つかの自治体におきまして、コンビニエンスストアと提携しまして、住民が近所のコンビニで買い物ついでに健康診断を受けまして、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが既に進められております。

近年、糖尿病や高血圧症など生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されているところであります。企業などに所属している人は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦など、定期的な健康診断を受ける機会が少なくと言われており、近年、特に若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さなどが指摘されております。

そのような中、最近では地域ごとで健診率向上に向けた取り組みなども行われるようになっております。本市でも、該当者に連絡して定期健診を現在行っております。

兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことのない潜在的な生活習慣病予備軍や重症者の掘り起こしに若年者の健康受診率の向上など、市民の健康寿命の延伸を目的に、2012年10月から株式会社ローソンと健康協定を締結いたしまして、それに基づき、2013年10月20日から12月15日にかけて全12回、全国で初めてローソン店舗の駐車場を利用した出前型のいわゆるコンビニ健診を実施しております。市民の健康寿命の延伸を目指しまして、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防

の取り組みといたしまして、平成17年度からヘルスアップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市といたしましては、町の健康ステーションをうたいに、各種健康支援事業を展開するローソンの目指す方向が同じであることを受けまして、全国初の試みとして今実施されております。

具体的には、受信希望者が実施スケジュールから希望日時を選択し、インターネットや電話、または実施する各店舗で事前に予約した上で健診を受診します。当日は、店舗の駐車場にテントなどを設けるなどして健診を実施します。

2013年度に実施したコンビニ健診の結果におきましては、16歳から82歳までの248人が受診しまして、そのうち若い世代、16歳から39歳でありますけれども、半数となっております。

また、受診者の8割が市の健診を初めて受けた人で、そのうち約8割の人が血糖値高めや、また高血圧など、健診結果で何らかの所見がありました。

受診した人からは、身近なローソンだから健診を受ける気になった、初めて健診を受けたけど、こんなにいろいろわかると思わなかったなどの声が寄せられておりました。

この尼崎市におきましては、2014年にも5月から7月、10月から11月にかけて実施し、今後も引き続き取り組んでいく予定であります。

今後の課題といたしましては、民間企業とタイアップしてこうした取り組みを実施する場合、いかに事業の継続性を持たせていくとかいうことがあります。企業側といたしましても、単なる集客効果にとどまるのではなく、収益に結びつくようなメリットが求められるために、今後実施していく中でさまざまな検討をされると思われています。

なお、このようなコンビニ健診は、尼崎市を皮切りに石川県の野々市市や佐賀市など、幾つかの自治体の実施され、生活に身近なコンビニが生活習慣病対策になる存在として今注目されているところであります。

野洲市におきましても、先進的な取り組みといたしまして、糖尿病の重症化による透析にならないよう予防対策を始めていただいたことは大変評価したいと思います。

これからは、医療費抑制が求められる時代でありまして、予防に力を入れていくべきと私自身考えております。

そこで、次の点を伺わせていただきます。

1番目に、本市におきましての医療費の動向について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、コンビニ健診の推進で、生活習慣病予防の促進、これについてのご質問にお答えいたします。

医療費の動向ですが、市で動向を把握できる国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者に係る医療費についてお答えします。

まず、国民健康保険については、1人当たりの医療費が平成23年度から25年度までの3年間で7.2%、県全体の5.9%を1.3ポイント上回る率で伸びております。また、後期高齢者医療保険の医療費については5.4%、県全体の1.6%を3.8ポイント上回る率で伸びております。

これにそれぞれの被保険者数を掛けた医療費の総額ですが、国民健康保険は、2年間で7%、額にして約2億5,300万の伸び、後期高齢者医療保険については12.1%、額にしまして約5億2,000万伸びております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今、健康福祉部長からいかに医療費が上がっているかというのがおわかりだと思います。こういったのを予防するというのは、先ほども述べたように抑制していくのは本当に予防に力を入れるべきだと考えておりますけれども、2番目といたしまして、この予防には定期健診というのがございますけれども、この現状を、定期健診を通知いたしまして、実際受診されておるこういった内容をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） これにつきましても、市で算出が可能な国民健康保険の特定健診、これの受診率についてお答えをします。制度開始の平成20年度では43.0%でありましたが、その後毎年3から5ポイント伸びまして、平成25年度は54%、県平均の37.0%を大きく上回っており、13市の中では1位の受診率となっております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 努力の結果、徐々に健診率が上がっているのは本当に認めたいと思っております。

さらに、いわゆる2人に1人は健診されておらない現状でありますので、これの受診率向上に向けての対策について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 先ほどお答えをいたしました国保の特定健診に係る向上

対策についてお答えをします。

既に高い実績ということになっておりますが、これは被保険者1人当たりの健診実施機関、これの数が県内でも最も多く、受診機会が十分に確保されているといった状況のほか、これまで実施をしてきました未受診者に対する勧奨通知でありますとか、自己負担の無料化といった対策が功を奏していると考えております。

今後についても、国が示す参酌基準に基づく計画上の目標受診率である60%、これを目標に平成29年度に達成するということを目指しております。これら既存の対策にさらに工夫を凝らしまして、徹底をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） さまざまな取り組みをしていただいているのはよく認識しております。

この受診された方の健診のデータによりまして、例えばおなかの周りが85センチ以上とか、血糖値が高い方に対してのフォローですね、そういった点を現状どうされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 特定健診を受診されました結果、正常値を外れた人については、これは例えばの例ですが、血圧で申し上げますと、最高値が140以上の人は医療機関を受診すべき人、それから130以上の人は保健師等による保健指導を受けるべき人、このように区分しております。このうち、医療機関で治療を受けておられる人を除きまして、医療機関の受診対象者については受診を勧める通知を個別に送付することにしております。

また、保健指導の対象者については、法令で定める特定保健指導、これを受診していただくように個別に通知をしております。

なお、特定保健指導の実施率については、国が定める指標がございまして、本市については平成25年度は31.0%というようなことで、県平均の25.2%を上回る実績ということでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） フォローと言ったらおかしいですが、通知されてもそこに来れない方がおられると思うんですが、そういった方に対してはどのようなふうな処置されておられるんですか。そういった点をもう一度伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 特に、フォローの特定保健指導ですね、これについては、個別に電話で連絡をさせていただいて、受けていただくように勧めております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 丁寧なフォローをしていただいているのは重々知っております。

次に、5番目でございますが、先ほど他市の紹介をさせていただきまして、先進的な取り組みといたしましてコンビニ、身近なところで健診を受けるこういったのが進んでいるわけでございますけれども、こういった件についての認識と、それについての取り入れるというか、そういったことについての見解をちょっと伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 尼崎市でありますとか佐賀市の情報については職員が既に直接得ておりまして、かねてより承知いたしております。

それから、それらの情報をもとに検証させていただきますと、受診率が計画等の目標値を一定下回っている市の国保が、ご質問にありますように比較的若い世代の専業主婦を加入者として抱え、その受診率の低さに悩んでおります協会健保ともタイアップして一種の啓発事業というようなことで実施をされておると思います。

しかし、本市の国保では先ほど申し上げましたように全体の受診率も50%を超えておりまして、それから40から60歳前半までのいわゆる若人の受診率についても38.8%というようなことで、尼崎市の26.9%を大きく上回っている状況でございます。

また、ご紹介いただきました市の健診方法につきましては、日時、場所が限定された集団方式が軸となっているようでございますが、本市の場合は99%が医療機関での個別方式で、先ほど申し上げましたように市内の医療機関でいつでも健診が受けられる、そういった環境が既に整っております。

以上の点におきまして、ご紹介いただきました市と本市とは状況や環境がかなり異なっているというようなことで、今のところ、この取り組みに取り組む優先性は低いと考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市の場合は、県平均よりもかなり高い受診率というのは認識しておりますので、今のところ必要ではないという認識と受けとめました。

次にでございますけれども、先ほど国保と後期の医療費が確実に例えば7%、5.4%

と高騰、かなり上がっている、こういった対応に対しての今後の医療費の抑制についての対策について、見解を伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） まず、健康づくりの行動計画でございますほほえみやす21健康プラン、この計画に基づいた多様な健康づくりの各施策を推進していきたいと考えております。

それから、既に取り組んでおります特定健診でありますとか特定保健指導、さらに医療機関への受診勧奨事業を確実に推進していきたいと、このように考えております。

そのほか、矢野議員もご紹介いただきましたように、今年度施行しております重症化予防指導事業でありますとか治療中断者指導事業、こういった事業についても補助金など予算と人員の状況をにらみ、またその効果を見極めながら積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。これから高齢者社会に向けての抑制も本当に必要になってきますので、予防対策はさらに拡充していただきたい、こういった思いでございます。

それでは、次に3番目に行かせていただきます。住基カードから個人番号カードに移行が進められておりますので、こういった点を少し確認させていただきたいと思っております。

住民基本台帳ネットワークシステムは、2002年8月5日から利用が開始されまして、市役所や町村役場が住民基本台帳に住民の名前、住所、世帯主との続柄などを記録、管理しております。このうち、名前、性別、住所、生年月日とお一人お一人につけた住民票コードという11桁の番号をコンピューターに登録し、ネットワークでつないでいる、こんな状況でございます。これによって、自治体や国の事務作業が効率化されるほか、住民票の写しを全国でとることができるなどのメリットがある。しかし、個人情報がいっしょに保護されていないおそれがあることや、論理的にも人間に番号をつけるのはよくないなど、デメリットもあることから、住基ネットはやめた方がよいのではないかと世間から騒がれていたところでもあります。

住基ネット運用によって、可能になるサービス、メリットの検討におきましては、住民基本台帳事務の効率化、住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられる等がございました。現在は、住民票の写しの交付は、今住んでいる市区町村や限られた市区町村間のみ

でしか受け取ることができないが、今後はこのシステムに参加する全国の市区町村で受け取ることができるようになっておりました。引っ越しの場合の手続が簡略化されることとして、引っ越しの際に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むことがあるが、現在、他の市区町村へ引っ越す場合には、住んでいる市区町村へ転出届を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入市区町村で転入届を行う必要があるが、住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、転出証明書の交付を受けることが必要がなく、転入市町村で必要な住民情報がネットワークを通じて転出をされることとなりますが、注意といたしましては、転入届を前の市町村に郵便で提出することが必要であることであつたわけでありませう。

住民票の交付が、全国どこでも受けられるというメリットに対する疑問といたしましては、住民票をよその市町村からとる人はそれほどないというようにも考えられることでありました。

また、行政機関は申請、届け出を行う際、住民票の写しの添付が省略できるというメリットに対する疑問といたしましては、住民票の写しを提出するように言われるときは、大体戸籍謄本、抄本や印鑑証明などの提出が求められる。しかし、住基ネットはこれらの書類については省略できず、これらの書類が必要なら、今までどおり役所に交付を受けに行かなければならないので、住民にとっても余りメリットにはならなかつたのではとも考えるところでありました。

次に、プライバシーの保護という視点からの検討におきましては、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー対策として、制度、技術、運用の3側面から万全の個人情報保護、プライバシーの保護に対する対策が行われてきたところでありませう。制度面からの対策といたしましては、住民基本台帳ネットワークシステムで保有する本人確認情報が法律により氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、これらの変更情報に限定されておりました。さらに住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認の情報の提供を行う行政機関や、利用事務については、法律で具体的に規制されておまして、目的外の使用は禁止されておりました。

また、関係職員等に対する安全確保処理及び秘密保持を義務づけておまして、関係職員が秘密を洩らした場合は、通常よりも重い罰則規定が適用されておます。この内訳といたしましては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金、通常は1年以下の懲役または3万円以下の罰金が科されておます。

自分の本人確認情報につきましては、開示の請求をしたり、訂正などの申し出を行うこ

とができるようになっております。

これに対しまして、今回新しい個人番号制度におきましては、これは2013年5月に番号制度を規制した行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法といいますけれども、これが成立しております。

これによりまして、本年、2015年に個人番号が通知されまして、明年、2016年から年金、医療などの社会保障が税の分野における個人番号の利用が始まります。

これを受けまして、自治体では、業務システムの影響を調査しまして、番号制度の導入に向けて対応計画を策定し、番号法で定められました期日までに既存業務システムの改修などを実施する必要があります。本市でも今それを行っている状況でございます。

ここで、先に今までの住基カードによります取り扱いについて、何点か伺わせていただきます。

まず1番目に、技術面からの対策といたしまして、4点伺わせていただきます。

これまでの住基ネットに対しまして、安全性の高い専用回線でのネットワークを構築しておりますけれども、この件について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは、矢野議員の大きな3点目、住基カードから個人番号カード移行についてのご質問にお答えいたします。

まず最初の、専用回線でネットワークを構築についてされているのかということですが、住基ネットは専用回線を使用しており、完全な閉鎖環境でネットワークを構築しております。

平成14年の運用開始から現在まで、ネットワーク上の事故は起こっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） このネットワークにつきまして、通信データが暗号化されていると思いますけど、これについて伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 住基ネット上の情報は、全て暗号化して取り扱っております。住基ネットを総括する組織である地方公共団体情報システム機構、以下何点かこの名称が出てきますので、以下についてはジェイリスと表明させていただきますけれども、平成26年6月からさらに安全性の高い新暗号方式によるシステムの運用を開始しましたので、

本市も機器を更新して対応しているところでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そのネットワークにつきましてでありますけど、ネットワーク内への不正アクセスを防止するためのファイアーウォールについてお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 国の定めました厳格な基準によるファイアーウォールを設け、操作やシステムに異常や警告情報があれば、職員が確認できるだけでなく、先ほど申しましたジェイリスによる常時監視が行われておりまして、異常時には即時に連絡が入るようになってございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった中で、相手との通信によりますコンピューター同士のやりとりでありますけれども、相互の認識ですか、相互認証についてお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 内部構造やデータを不正に解析されないための対短波装置に封入された公開鍵方式により、相互に認証しております。これにより、他のシステムとネットワーク接続ができたとしても通信はできないと、このような仕組みになっております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） では2つ目ですけれども、システム操作の目的外利用を防止するための対策といたしまして、次の3点を伺わせてもらいます。

操作のICカードはパスワードなどによる厳重な確認はどのようにされているのか伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） ログインは、昨年3月に更新した機器では、より利便性、安全性の高い手のひらの静脈認証に変更され、パスワードはなくなりました。これにより、ICカードの紛失やパスワードの漏えいは回避され、より強固な不正防止が図られることとなりました。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そんな中でありますけれども、不審な操作をされる場合、常時

監視されていると思うんですけど、そういった点をちょっと伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 先ほども回答いたしましたけれども、厳格な基準のファイアーウォールを設け、ジェイリスによる監視が常時行われているということでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） さらに、監視ではないんですけども、データ通信の履歴管理ですね、ログとか使用記録の定期的な監査について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 通信相手を含め、操作ログは全て保存しており、その記録は毎日職員により確認しております。また、毎年131項目にわたるチェックリストによる自己点検と、これに基づく技術的審査、または外部監査が行われております。

野洲市では、平成24年度に滋賀県の技術的審査を受けましたが、大きな指摘事項はありませんでした。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、次に3番目といたしまして運用面からの対策として何点か伺わせてもらいます。

先ほどおっしゃっていただきましたように、本人の運用管理を徹底しまして、情報漏れを防止するための対策といたしまして、先ほど回答があったんですが、もう一度本人認識情報管理規程について伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） この件につきましては、野洲市住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報管理規程というのを設けております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） その中でありますけれども、職員等の秘密保持義務についての、先ほど罰金規則等もあるということではございましたけど、こういった内容について伺いさせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 野洲市住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報管理規程の第32条で、従事者及び従事者であった者に対しては本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させるものとしております。公務員における守秘義務

だけでなく、住基ネットの使用に関しては、特に厳格な取り扱いをしております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった中でありますけれども、なおかつ安全、正確性の確保に向けた関係職員の研修ですね、こういった点をちょっと伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 毎年実施いたします自己点検前に、適正な運用の根幹にかかわる安全、正確な個人情報の保護について、県で開催されます研修会に参加するとともに、職員には日々の業務の中で、これらを生かすことを徹底しております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

それでは、これから取り入れられる個人番号制度について伺わせていただきます。

4番目といたしまして、個人番号、これから12桁になるわけでございますけれども、交付主体市町村、住民担当関連業務といたしまして、番号制度そのものを動かす根幹として何点か伺いさせてもらいます。

この業務システム影響を調査いたしまして、番号制度の導入に向けまして対応計画を策定し、番号法で定められた期日までに既存業務のシステムの改修などの進捗状況について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 既存業務システムの改修状況の進捗ですが、今年の10月から開始される番号交付に必要な住民基本台帳システムの改修につきましては、機器関係システムの導入、運用、保守業務事業者と改修業務委託契約を締結いたしまして、4月から6月にかけて予定されておりますジェイリスとの番号付番等の連携テストに間に合うよう準備を進めているところでございます。

また、税務会計システム団体内の統合、宛て名システムについても改修業務委託契約を締結し、必要なシステムの設計等を行っております。生活保護、障害者福祉システム、国民健康システムなどの社会保障分野のシステムにつきましては、国の資料や各システム間の連携等につきまして調査、検討を行い、改修業務委託を行うべく準備を進めているところでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 次に、個人番号付番ですけれども、これはカードによる通知が

必要でございますけれども、こういった点について伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 個人番号は、市が市内在住者を対象に住基ネットを通じて付番をいたします。この番号は、紙製の通知カードとしてジェイリスから直接住民の方へ郵送で交付されると、こういうことになっております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） この個人カードは、交付を望む方には交付となるわけでございます。こういった点について伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 個人番号をお知らせする通知カードに同封された個人番号カード交付申請書をジェイリスに返送することで申請ができます。ジェイリスは、申請を受けてICチップのついた顔写真入りの個人番号カードを作成し、市役所に送られてまいります。市役所では本人確認と暗証番号の登録を行った上で本人に交付することになります。このカード作製は無料でございます、一度市の方へ来庁いただくことで済むということでございます。

なお、ほかに個人番号カードの普及に向けた多様な交付方式が検討されております。詳細については、今後これから国が定める事務処理要領により決まってくると、こういうことでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは次に行きます。

5番目といたしまして、先ほども総務部長からございましたけれども、社会保障、税にかかわるサービス提供者、これは野洲市でありますけれども、社会保障、税、それぞれ個人番号の利用場面がこれから行われるわけでございますけれども、その中で何点か伺いさせていただきます。

年金であります給付の支給ですか、こういった点について、これからだと思うんですけども、わかる範囲内でご回答をお願いします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 公的年金制度におきましては、海外居住者や短期在留外国人などにはマイナンバーが付されない方々も加入しているため、マイナンバー制度の導入後は基礎年金番号とマイナンバーをひもつけ管理をした上で、届け出や相談の際に提示

をされたマイナンバーをもとに、基礎年金番号を特定し、事務処理を行うこととなります。

これにより、年金受給手続き時に必要であった住民票等の添付省略が可能となります。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） こういった点、ちょっと間違いないような操作が必要でございます。丁寧にやっていただきたい、こういったものでございます。

その中でも、児童扶養手当等もこれは難しいものがあるかと思うんですけれども、そういった点もちょっと伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 児童扶養手当業務にマイナンバー制度が導入をされますことによりまして、現在申請の際に添付をしていただいております所得証明、あるいは住民票といったこうした添付書類が省略できるようになります。また、異なる制度間で給付調整等により確実にを行うことができるようになります。

以上です。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった面では、少し簡略できる部分もあるかなと思います。

次に、障害者に対して、自立支援給付もこれもまた難しい問題があると思いますけど、そういった点、ちょっと伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 自立支援給付につきましては、月当たりの自己負担限度額に段階がございます、その決定に当たっては、本人や家族のうち必要な対象者の課税状況及び所得状況により判定をしております。

マイナンバー制度では、対象者の課税状況等必要な情報が関係法令の調整権に基づき照会ができますので、現行制度で必要な証明書類の添付が省略できるようになります。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

もう1つですけれども、また生活保護、こういった形もまたかなり難しいものがあるかと思うんですが、そういった点、ちょっと伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） マイナンバー制度が導入された後も、決定や実施内容については変わることはございませんが、関係機関とマイナンバーを共有することによりま

して、所得の状況や年金の加入、給付状況、こういった調書に要する時間が短縮されると考えられます。また、マイナンバーによる他市との情報連携により、個人が特定され、複数の市において生活保護が受給できなくなるなど、不正受給の防止にもつながるものと考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 生活保護確定の際に親族関係のそういったデータ徴集には本当に役に立つのではないかと考えております。

次に、保険ですが、特に後期高齢者のこういった保険徴収についてちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 後期高齢者医療制度におきましては、市の窓口におきまして、被保険者の資格取得届の受付や保険料の特別徴収の手続などが対象となってきております。また、市町と広域連合とのマイナンバーを含んだ情報の送信、受信につきましては、現在使用している外部と遮断されたネットワーク回線により行われます。マイナンバーを含んだ情報の取り扱いについては、先に示されているガイドラインに基づいたセキュリティ対策を講じてまいります。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

次に6番目でございますけども、源泉徴収義務者といたしまして、個人番号利用者、さらには利用使用者等に対しまして、個人番号を取り扱う業務がございますけども、こういった点で何点か伺わせてもらいます。

給与等の支払い者として、支払い調書や源泉徴収票への個人番号の付記につきまして伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現時点におきましては、具体的な手続が示されておりませんが、対象となる職員に番号を照会した後に支払い調書などに付記することになると思われます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これからの取り組みだと思います。

次もそうかもしれませんが、地方職員共済組合等にかかわる組合員資格取得または喪

失届や被扶養者認定申告書等への個人番号の付与、こういった点もちょっと伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） お見込みのとおり同様でございます、これも職員に照会した後に共済などの手続を進めることになると思います。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 次もですけれども、職員さんの児童手当ですね、こういった点もまた個人番号の聴取も必要だと思いますけれども、こういった点ちょっとお伺いします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 同様に、職員に番号を照会した後、児童手当等の支払い事務を進めることになると思われま。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、次に7番目でございますけれども、番号制度への対応準備、番号制度の導入に向けまして、自治体では組織、業務、条例、システム、それぞれ対応がこれから必要でございますけれども、番号制度導入にかかわる担当課の決定、またプロジェクトチームの設定など、体制準備がどのように行われているのか伺いさせてもらいます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 番号制度導入に係る担当課などの体制につきましては、平成26年4月に野洲市社会保障税番号制度庁内連絡会議を設置し、担当業務の分担などの決定など取り組みを進めているところでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 同じようなことでありますけれども、番号制導入後の事務処理の流れの検討、さらには関係課の洗い出しについて伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 番号制度導入後の事務の流れ、関係課の洗い出しにつきましては、庁内の連絡会議の構成員を中心としまして、番号制度の影響度調査を実施し、関係課及び所管業務の洗い出し、影響範囲の把握を進めております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 同じようなことの繰り返しですけれども、個人番号の付番です

ね、通知カード交付のための宛先リストの提供、また個人番号カードの交付について伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 宛先リストについては、市が住基ネットを通じてジェイリスに提供します。

それから、カードの交付につきましては、国は2018年度までの3年間で国民の約3分の2に当たる8,700万枚の普及を目指しております。野洲市におきましても、窓口での交付用機器を増設するなど、窓口体制を整えて混雑緩和を図ってまいりたいと思えます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） その中でありますけれども、番号を使用するものといまして、給与支払い等事務への対応について伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現時点におきましては、具体的な手続が示されておりません。示され次第、適切、なおかつ速やかに対応してまいりたいと思っております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 次に、番号を取り扱う職員は、先ほど研修や県の研修を行うこととお聞きしましたので、これはなくします。

次に8番目でありますけど、条例について何点か伺わせてもらいます。

番号を独自利用するための条例の制定について伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 個人番号を利用する独自事務の洗い出しをしているところでございまして、該当の事務について独自利用ができるよう条例を定めていくことになるというふうに考えてございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 並行してやらなあかんと思うんですが、個人情報保護条例との関係ですけど、こういった点もちょっと伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現行の条例では、番号法に対応できないことから、改正の必要があるというふうに考えてございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これからだと思います。

情報セキュリティ関連条例でありますけれども、これもこれからだと思いますが、こういう点について改正の件について伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 今回の番号法の施行を受けまして、市の個人情報保護条例の改正と同様に、野洲市の情報の保護と安全に関する規則の改正を行う必要があると考えておりまして、総務省におきまして、平成27年3月に改定を予定されております地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、これを参考にしながら情報セキュリティに必要な規定の改正を行う予定でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これもこれからだと思いますけれども、個人情報保護につきまして、番号法の規定が適用されますけれども、行政機関、また個人情報保護法など規定が読みかえて適用される部分につきましては個人情報保護条例で処置することが必要でありますけれども、こういう点について所見があれば伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 条例の規定及び解釈によりまして、改正の有無や規定の方法が変わるために、その改正案等を検討している現在の状況でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 最後でありますけれども、システムについて全般的にちょっと伺わせてもらいます。

特定個人情報保護評価PIAでございますけど、実施及び実施結果の反映について少し伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報といいますけれども、この特定個人情報を保持する国の機関や地方公共団体は個人のプライバシー等の権利、利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じるために、特定個人情報保護評価を行う必要がございます。

当市におきましては、先ほどの野洲市社会保障税番号制度庁内連絡会議の構成各課にお

きまして、関係事務に対する影響度の調査を行っているところでございます。今後は、調査結果に基づきまして、評価表を作成し、情報漏えい等のリスクを軽減するために評価内容をシステムの設計、開発に反映してまいらる予定でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 同時進行で何もかもやらなあかんわけでございますけれども、番号関連のこのシステムの設計ですね、また開発について現状を伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 設計開発の状況は、先ほどの既存業務システムの改修などの進捗状況についてお答えさせていただきましたとおり、番号法で定められた期日に間に合うように、順次システム改修や業務委託を行っております。また、仕様書の作成などの準備や各課での運用の保守業務業者との協議を行いながら進めてまいらる予定でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 同じような形でございますけれども、住民票への個人番号の記載や個人番号カードの交付などを行うため、既存業務システムの改修等が今されておりますけれども、また、さらには個人番号の利用分野では各種申請書様式変更や個人番号での検索機能などが必要になってきます。さらには、セキュアな情報連携を実現するために、符号の取得や情報提供用のデータの登録管理を行う中間サーバ、仮称でございますけれども、こういった設置が必要になってくるのではないかと思いますけれども、この点で追加説明があればお願いします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるとおり、住民票への個人番号の記載とか、あるいは個人番号カードの交付、各種申請書の様式の変更、あるいは個人番号での検索機能など、必要となる改修項目につきましては、特定個人情報保護評価の作業で洗い出しを行い、改修業務の委託の仕様書に反映を行っていった業務を進めてまいらるという計画でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） ありがとうございます。

次に、市内の事業所へのこれも周知化、業務の上で関連があると思っておりますけど、こういった点についての関連性について伺わさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 市内事業者への周知と連携でございますが、市内の事業

者も法で定められた社会保障や税などの手続、例えば給与所得の源泉徴収票等で従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

番号法では、教育活動、広報活動は国の責務と定めておりまして、事業者への周知は国が行うと認識しておりますが、今後、ホームページ等で市民向けの周知を行う際には、国の情報サイトへのリンクを作成するなどの対応をしたいと考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 最後の最後でございますけれども、これまでの住基カード制度と今回の個人番号制度でありますけれども、大きな違いはどの点があるのか、ちょっとそういった点で見解があれば伺わせてもらいます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 住基カードと個人番号カードの大きな違いですが、従来の住基カードはあくまで住民記録に関する範囲での取り扱いが対象となっております、野洲市の住基カード発行数も人口比で2.5%と少なく、住基カードを利用したe-TAXなどの電子申告も同様に普及しておりませんでした。

一方、個人番号カードは利用する場面が社会保障や税、災害対策の分野など、多くの場面での使用が想定されておりまして、本市でも付加サービスとして平成28年度中にはこのカードを利用した住民票等のコンビニ交付を開始する予定としております。

こうしたことから、個人番号カードは住基カードと比較して、利用場面や頻度の点で大きく異なると考えておりますので、カードの有効な活用について検討していきたいと考えております。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 済みません。先ほどの答弁で答弁漏れがございましたので、中間サーバについてお尋ねいただいたと思うんですけども、中間サーバにつきましては、全国一律で使用するシステムでございますので、そのプログラムにつきましては、国において一括開発され、配布される、このような予定になってございます。運用面やコスト面の観点からも、サーバにつきましては各自治体で整備設置を行うのではなく、ジェイリスにおいて一括整備され、各自治体は負担金を支払った上でシステムを使用することになってございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 立ち上げまで行政の皆さんかなり苦勞されると思うんですけど、

一旦立ち上がればかなり利用価値があると思いますので、よろしくお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 次に通告第3号、第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

子どもの体力の現状は、昭和60年ころから体力、運動能力の低下傾向が続くとともに、肥満傾向の割合が増加し、将来の生活習慣病への危険性が高まっていると言われておりますが、野洲市内の子どもについても例外ではないと思います。

文部科学省第24回中央教育審議会の配布資料によると、子どもの体力低下の原因は、保護者をはじめとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べて軽視する傾向が進んだことにあると考えられます。また、生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活における身体を動かす機会の減少を招いています。

さらに、子どもが運動不足になっている直接的な原因として、次の3つを上げることができます。まず1つは、学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少。次に2つ目として、空き地や生活道路といった子どもたちの手軽な遊び場の減少。最後に3つ目として、少子化や学校外の学習活動などによる仲間の減少が主な原因であるということです。

今日の社会においては、屋外で遊んだりスポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があり、特に保護者の皆様が子どもを取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会をつくっていく必要があると書かれています。

さて、今回の一般質問は、子どもの体力の低下の直接的原因であるスポーツ活動について教育長にお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、野洲北中学校の柔剣道場についてであります。総事業費1億5,431万9,550円で、平成25年6月26日より工事を始められて、平成26年3月15日に施設の完成見学会を開催されました。もちろん、私も見学に参加させていただき、大変立派な道場で感激いたしました。

平成24年度からの中学校学習指導要領で、中学校武道ダンスが必修となりました。野洲北中学校では、柔道の種目を取り入れられていて、この道場を利用しておられますが、この道場の現在の利用状況を学校施設の開放により利用している場合も含めてお聞かせいただきたいと思います。

また、柔剣道場の本来の利用目的である柔道や剣道の部活動を、野洲北中学校でも創部

していただき、柔剣道場の有効活用を図ればと考えますが、いかがお考えかお伺いたします。

次に、2点目として市内3中学校の部活動についてお伺いたします。

野洲市内の3つの中学校の部活動は、現在17種目あるとお聞きしております。そのうち、運動部が12種目、文化部が5種目であるとのこと。運動部で3校ともある種目は6種目で、運動部全体の半分です。文化部では、わずか1種目しかありません。これでは、子どもたちのニーズに応えることはできないと思います。子どもたちのニーズに応えるための方法として、市内3中学校による複数校合同運動部活動を推進することのお考えはあるのか、お伺いたします。

また、中学校の運動部活動と地域スポーツクラブの連携融合を図るお考えがあるかをお伺いたします。

次に、3点目でございますが、中学校の教職員の先生方には、部活動の顧問を担当されて負担となっている部分があったり、部活動の種目の中で、特に専門性を持った先生がおられるのに顧問になっておられないとか、顧問として担当できる先生がおられないなど、さまざまなケースがあると思います。中学校の運動部活動の充実のため、外部指導者の積極的な活用が必要であり、子どもたちのニーズに応える意味でも外部指導者に指導協力をお願いすることは運動部活動の充実を図るためにも進めるべきと考えますが、いかがお考えかお伺いし、あわせて外部指導者の現状もお伺いたします。

また、部活動の課題、問題点等の解消に向けた調整を行い、その活性化を図るためには、市内3中学校の部活動関係者の連絡調整を行う組織の設置が必要であると考えますが、見解をお伺いたします。

最後に、4点目としてお伺いたします。

私は、現在野洲市スポーツ少年団で柔道の指導をさせていただいております。野洲市スポーツ少年団は、現在9種目16団の単位団が加入しております。平成18年には、626名の子ども登録がありましたが、年々減少の一途をたどり、平成26年の登録人数は411名となっています。毎年募集時期になると、市内小学校にご協力をいただき、募集活動を行っております。

野洲市体育スポーツ振興審議会の答申書の中に、人間の発達成長における体力の重要性について、子ども、特に小学校低学年以下の子どもは他者との遊びによる身体活動を通して体の動かし方を会得し、脳の発達を促していくなど、体を動かすことと心身の発達が密

接に関連している。このように、体を動かすことは身体能力を向上させるだけでなく、知力や精神力の向上の基礎ともなり得る。したがって体を動かすことによって得られる体力は、人間の活動の源であり、病気への抵抗力を高めることなどによる健康の維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達、成長を支える基本的な要素であると書かれています。とりわけ体力は、人間のあらゆる活動の源であり、子どものころから積極的にその健全な発達を図ることが大切であると私は思います。子どもの体力向上のために活動している野洲市スポーツ少年団に対し、どのように認識されておられるのか、また今後どのような支援をお考えか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、栢木議員の子どもの体力の低下の直接的要因であるスポーツ活動についてお答えをいたします。

まず、1点目の野洲北中学校における柔剣道場の利用状況でございますが、体育における武道や体づくりの運動に関する授業、救命講習の授業、学級活動や学年集会などの行事関係等で使用しており、押しなべて申し上げますと、毎日何らかの活動で使用されているということになります。

なお、学校開放では現在使用されていないとの報告を受けております。

また、柔道や剣道の武道に係る新たな部活動の創設でございますが、現在ある部活動の維持、教員定数の課題等を勘案しますと、新たな部活動の創設は厳しいと考えております。

2点目の、複数校合同運動部活動の推進と地域スポーツクラブの連携融合についてでございますが、複数校の合同部活動は、活動場所、生徒の移動の課題がございますが、不可能であるとは考えておりません。現に、ラグビーにおきましては、中体連でも部員の少ない学校同士の合同チームでの大会参加が認められていることもあり、定期的に市内の2校が合同で練習を行うなどしてきた経緯もございます。

地域スポーツクラブとの連携についてでございますが、競技の特性もございますけれども、連携することは大変意義のある取り組みであると思っております。例えば、中学生が小学生に基本プレーなどを教えるとか、交流することは異年齢集団を構築することになり、低学年の子どもを思いやる心や自己有能感の醸成につながり、また小学生にとりましては、いわゆる中1ギャップの軽減につながることも考えられると思っております。

次に、3点目のご質問でございますが、現在、市内の中学校部活動におきまして、文化部も含め10の部活動に外部指導者として入っていただき、主に技術指導に協力を願って

いるところがございます。

各部活動には、必ず顧問がついていますが、議員のおっしゃるとおり、その全てがその競技等の経験者で技術指導等に精通しているとは限りません。ですので、外部指導者の方々のご協力は大変ありがたいと感じております。

また、地域にはさまざまな分野で専門的な技能や知識を有している市民の方々がおられると思います。そのような方々が、学校の応援団として参画願うことは、地域の教育力の向上にもつながるのではないかと考えております。

また、部活動関係者の連絡調整を担う組織についてでございますが、各部活動ごとには専門委員会や近隣の学校で組織するブロックごとの組織、また校内の部活動検討委員会など一定の組織は充実はしておりますけれども、市内各部を横断的に捉えた組織は現在のところございません。しかし、議員のおっしゃるとおり、各学校における部活動の課題や問題点を市として共有し、課題解決に向けた情報の共有などを行うことは必要なことと思っております。今後、定例の教頭会を活用するなどしまして、前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

最後に、4点目の子どもの体力向上のために活動している野洲市スポーツ少年団の認識について、また今後の支援についてお答えをいたします。

野洲市スポーツ少年団のスポーツ活動は、子どもの心や体の発達、体力の向上を促すものであります。また、ボランティア活動にも取り組んでおられ、素晴らしい活動を実践している団体と認識しており、指導者や関係者の皆様にお礼を申し上げるところでございます。

子どものころからスポーツに親しむことは、子どもとしての発育はもちろんのこと、今後の人生をより豊かにし、学校や地域で活力に満ちた活動をするために、大きな意味を持つものであります。今後は、学校開放事業をはじめ施設利用や活動について、スムーズにスポーツの実践活動等が行えるように、関係部署との連携をとりながら支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 答弁ありがとうございました。

ただいまお聞きいたしました答弁で、1点目と4点目について再質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問の野洲北中学校の柔剣道場の利用状況でありますけれども、思いのほか多く利用されているとお聞きして、新しい柔剣道場をつくっていただいて本当によかったなというふうに感じております。

しかしながら、利用状況で、本来の使用目的である柔剣道以外にも利用されているとお聞きいたしました。それが決して悪いということではないんですけども、参考までに柔剣道に利用されている状況をお伺いしたいと思います。

また、新たに柔道や剣道などの武道の部活動を創部するという事は難しいというふうに答弁いただきましたですけども、先ほど来申し上げますように、外部指導者に指導協力をお願いするなどの手段を講じて創部していただくことはできないものかということをお伺いいたします。

次に4点目でございますけども、子どもの体力向上のために活動している野洲市スポーツ少年団に対する今後の支援についてでございますが、ただいま答弁いただきましたこのほかに、スポーツ活動の下支えになるような支援をするお考えはあるのかお伺いをし、再質問とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、1点目の学校における武道の授業での活用状況ということだというふうに聞き取りましたので、野洲北中学校では今お話にありましたように柔道を中心に授業をしておりますので、柔道は1学年、1年生、2年生、3年生とも各学年12時間授業を1年間にやっております。1年生が5学級ございますので、掛け算しますと60時間、2年生と3年生は6学級ずつございますので72時間、合せて144になるんでしょうか、1年生から3年生まで全て合せると204時間ということになります。1年間に、今年度の実績でございますが、柔道で204時間使っているということになります。

2点目の質問でございますが、創部の問題ですね。このことは、先ほども少し申し上げましたけれども、外部指導者に任せて、全てを任せての新設というのは非常に現段階では難しいと。といいますのは、中体連の関係、との連絡調整がございます。あるいは、子どもの引率を担える教員の配置、それからけがとか事故への対応、これらを含む保護者との連絡、連携など協力関係の構築等、これらの問題があると思います。こういった問題が解決できて、環境が整えば全く新設ができないというものではないというふうに考えております。

今後、部活動の運営のあり方について、よりよいものになるよう、これは教育長会等もごございますので、中体連の考え方や、あるいは近隣の市町、それから他府県の取り組み、これは大阪の方でもやっておられると思うんですけども、そういった取り組みを含め、情報を集めていきたいなど、そんなふうに考えております。

次に、支援でございましたね。支援は学校開放や市の施設利用に係る支援のほかには、多分、財政面のことだろうと思うんですけど、先ほど少し支援のことをお話しさせていただきましたので。

野洲市のスポーツ少年団本部補助金といたしまして、今年度は35万円の予算を充ててまいりました。来年度もこの厳しい財政状況の中ではございますけれども、今年度並みの35万円の補助金をつけていただきました。ご理解の方、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 栢木進議員。

○3番（栢木 進君） ご答弁ありがとうございます。これで私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に通告第4号、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。私の質問は2件でございます。

1点目の地方税法での公図訂正の取り組みはどうされているかということで、1点目、土地行政の根幹をなす公図、公図といいましても地籍図を示しております。公図、一般的に使いやすい言葉ということで今回はこのように書かせていただきました。公図訂正は重要な課題です。公図が現地と食い違いがある場合、公共用地買収の遅延や民間の宅地開発等の支障となり、敬遠される事例は少なくないと考えます。また、自治体の人口の確保は宅地開発等による流入人口の増加の阻害要因ということは極めて重要な課題と考えます。

地方税法381条7項で、地方公共団体の首長には不動産登記簿と現地の状況に食い違いがある場合、訂正を求める権限が認められております。固定資産税の適正な課税のために、登記簿と課税内容のでき得る限りの完全な一致を確保するとともに、訂正に着手したもののだけの経費負担で行われている公図訂正の実態を改善するために、法律で与えられた権限を行使されているか否か問います。これは総務部長です。

1点目の2点目です。国土調査法、国土調査促進特別措置法との関連はどのように取り扱われておりますか。これは毎年予算の方で地籍訂正ということで載っております。都市建設部長にお願いいたします。

2点目でございます。鉄道事業者の所用する土地の固定資産の評価課税はどのようにされていますか。野洲市は、国の大動脈の東海道本線が縦走し、京阪神都市圏への通勤、通学、利便性の高い自治体であります。公共性の高さから、固定資産については鉄軌道敷地の土地価格を近傍の土地の価格の3分の1へと大幅に縮減し、運賃への跳ね上りを抑制する意図があると考えます。しかしながら、その軽減はあくまで鉄軌道敷地及び公共輸送機能の保持に係るものに限定されるべきものであって、鉄道事業者の消費であればどれでも3分の1でよいわけではございません。駅の利便性を生かしたコンビニエンスストア用地、駐車場、売店など、テナント用の土地利用ブームは、近傍類似宅地と同等の評価と課税なさるべきと考えます。これは総務省固定資産評価基準雑種地第10節3鉄道用地の評価運送の用に供する土地とあります。野洲市の評価と課税の実態についてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、上枚議員からの1点目の公図訂正の取り組みについてお答えいたします。

地方税法第381条の第7項による申し出につきましては、土地または建物の登記が不備なため固定資産税の課税上支障がある場合の措置となっております。それはご指摘のとおりでございますが、野洲市におきましては、これまで地方税法の今の条項に基づきまず申し出は行ったことはございません。

地方税法第381条第7項による申し出の対象となる登記の内容は、登記簿に記載されている所在地番、地目、地籍等でありまして、ご質問の公図については登記簿に記載されている内容ではございませんので、同法の規定により訂正は申し出られないものというふうに理解してございます。

続きまして、2点目の鉄道事業者の所有する土地に対する固定資産税の評価でございますが、固定資産税の評価基準におきまして、鉄軌道用地の評価額は、沿接する土地の価格の3分の1に相当する価格によって求めることとなっております。

本市におきます鉄軌道用地につきましても、この方法により価格を決定してございます。

鉄軌道内にごございますコンビニエンスストアや駐車場については、鉄軌道用地と区分いたしまして、現況に応じた通常の課税をしているところでございます。ただ、一部テナント用地等につきましても、確認が必要だと思われる土地が見受けられますので、調査中でございます。今後も適正課税に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 上枚議員の1点目の地方税法での公図訂正の取り組みについて、国土調査法との関連というご質問でございますが、これにつきましては固定資産税の適正な課税のためのいわゆる国土調査法に基づき実施しております地籍調査についてお答えをさせていただきたいと、こういうふうに思います。

現在、野洲市では国土調査法並びに国土調査促進特別措置法に基づいて実施される国土調査の一環として地籍調査を実施しているところでございます。

その目的は、土地の境界をめぐる将来的なトラブルの回避や、土地の高度利用の促進、災害時の迅速な復旧などにありますが、地元自治会や地権者の協力によりまして、地籍調査を完了できた地域におきましては、登記簿上の地目や面積、あるいは地籍図の土地形成が現況と一致するため、結果として公簿課税を行っております固定資産税の適正課税にも寄与するものというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（河野 司君） 上枚議員。

○10番（上枚種雄君） 1件目の1点目の質問で総務部長から答弁をいただきましたが、この場合、いかなる場合においても申し出ができないということでしょうか。

それと、今の1件目の2点目の都市建設部長からご答弁いただきまして、ありがとうございます。

地籍調査を実施されているということで、現在野洲市内において調査を終えられたところ、まだ実施中のところを地域と面積を教えてくださいたいと思います。

それと、2件目の鉄道事業者の所有する土地の固定資産の評価についてでございますが、テナント用地は調査中ということでございまして、鉄軌道敷地の固定資産税評価、駐車場ですね、その入り口の通路、また高架、ガードと言われるところの駐車またはその利用度、利用はどのようなふうにしたかいろいろあるんですけども、利用によっては3分の1軽減は適用されないかと思いますが、いかなるものかお願いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） まず、1点目の法務局に対する申し出でございますが、地方税法の規定では公図、地図についての訂正は申し出られないものと思われま。

それから、駐車場の入り口の通路、駐車場の入り口の通路というのは、道路と駐車場の

間の土地ということでしょうか。については、駐車場といったいのものだと。駐車場の入り口として専ら使われておりましたら、駐車場の一部だというふうに理解してございます。

高架のガード下へのいわゆる敷地の課税でございますけれども、議員おっしゃるとおり利用の形態に即して課税するというか、課税標準額を設けるというか設定するものだというふうに認識してございます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 地籍調査の実情と面積ということでございますが、合併前に木部、八夫自治会でもう既に終わっております。面積につきましては、木部は11ヘクタール、八夫につきましては21ヘクタールです。合併後ですけれども、南桜が17年から85ヘクタール、小南が平成20年度から31ヘクタール、入町が24年度から27ヘクタール、妙光寺が平成26年度から33ヘクタールということで今現在取り組んでおる状況でございます。

○議長（河野 司君） 上枚議員。

○10番（上枚種雄君） 再々質問ということで、都市建設部長に、今答弁いただいた地域は市街化調整区域がほとんどということでございますが、市街化地域ですね、住宅密集地の調査はどのように取り組んでおられるか、取り組みの方向があるか、お考えをお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 一応地籍調査につきましては、大変利害関係というものが発生してきます。そういった中で、我々も積極的に地籍調査の実施をお願いしているわけではございません。そういった意味で、全ての自治会にアンケートをとらせていただいております。そういった中で、今申し上げた地域につきましては、あと以外に六条、小篠原、野田、小堤、高木、五之里、これについては説明会等のまだ内容まではいっていませんが、一応希望があると。あと以外は希望がないという調査結果でございます。中には、地籍調査の場合、D I Dをやられているというようなところの自治体もございますので、今後はそういった公図混乱等があれば、そういったご要望等も踏まえて再度取り組んでいきたいと、このようには思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分といたします。

（午後2時28分 休憩）

(午後2時45分 再開)

○議長(河野 司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番(岩井智恵子君) 第4番、岩井智恵子でございます。既に議案質疑や代表質問で重複した問題があるかと思いますが、私は介護保険制度改正と地域包括ケアシステムの構築及び戸籍のない子どもたちについて質問をいたします。

この4月より、介護保険サービスの公定価格である介護報酬が社会保障費の抑制のため、過去最大の下げ幅に迫る2.27%マイナス改定がされます。国が目指す介護が必要となっても住みなれた地域で暮らし続けられる体制づくりの実現であり、報酬にメリハリをつけることで、事業者により質の高いサービスを提供するよう促すのが狙いであります。

この改正により、デイサービスや特別養護老人ホームの利用料金が下がるほか、65歳以上の介護保険料の伸びも抑えられるが、一方では介護の内容次第、また8月からはサービスの自己負担の割合がこれまで一律1割だったものが、一定以上の所得のある人で、例えば収入が年金だけの所得の場合、年280万円以上の人などは2割にふえるなど、利用者にとって負担増にもなります。

この制度改正には一長一短があり、厳しい財政の台所事情がうかがえるところであります。

野洲市では、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築に向けたさらなる取り組みがされるところでありますが、この課題につきまして、次にお伺いいたします。

住みなれた地域で暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの実現に向けて、自宅などで生活を支援する在宅サービスのうち、訪問サービスの充実や介護の必要性の高い中・重度の人や、認知症高齢者が暮らすためのサービスの強化にも重点が置かれることですが、私には、きついようですが、絵に描いた餅のごとくに思え、現場は看護、あるいは介護士職員の勤務体制に重くのしかかるのではないかと危惧しています。

介護の仕事は重労働の割には賃金が低いことなどから、2025年には介護職員が全国で30万人不足されると推定する中で、先行する訪問サービスの充実や看取りへの支援強化など、数々の取り組みの中で、現に不足している看護、あるいは介護職員の体制についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長(河野 司君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 岩井議員の介護保険制度改正と地域包括ケアシステムの構築についてのご質問にお答えをいたします。

まず、不足する看護、介護職員の体制についてどのように考えているのかということですが、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らしたい、人生の最期は自宅で迎えたいといった希望を持っておられる方は多いというふうに思っております。

こうした希望に応えるためには、在宅で医療や看護、介護が提供できる体制が必要であるというふうに思っております。その体制整備につきましては、看護、介護の人材確保が重要であるというふうに考えておりますけれども、現在の状況、議員もご心配をいただきましたように、今回の介護報酬が下がるということで、利用料等の引き下げということにつながるのかもわかりませんが、一方で提供事業者の方についてはその運営が厳しくなるというようなマイナス面も出てまいります。そうしたことから、利用者が安くなればということで無条件に喜ぶというわけにはまいりませんので、ひいてはその事業者の運営、あるいは参入、こうしたものが厳しくなってくると、今度はまた利用者がサービスの利用をするという面で支障が生じてくるというようなことにもつながりますので、そうしたことから、今回の、今現在のこの状況、あるいは今後については私も懸念をいたしているところでございます。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまのお答えをいただいたんですけども、看護、介護職員についての不足に対するお考えについてが抜けていたように思うんですけども、例えば、研修でたくさんの方をふやすとか、何かあるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 直接的に人材確保という面については市でどうこうというのはなかなか難しいところなんですけれども、市の方で行えることといたしますか、できることとしましては、市では地域医療あり方検討会、その中で訪問看護部会というのがございますけれども、その中で切れ目のない療養支援体制の構築に向けまして、訪問看護、あるいは介護の連携のあり方等について検討をいたしているところでございます。

この検討を進める中で、この訪問看護、介護の事業所間の顔の見える良好な関係づくりですとか、資質の向上のための研修とかの実習を行いまして、こうした看護、介護職員の働きやすい地域づくりに資するように、こうした中で努めていきたいというふうに考えて

おります。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

報酬が下がる中で、介護職員や看護職員に対して上げてくれとこちらサイドばかりは言えないと思いますけれども、やはり不足する中で急には人材確保はできないと思います。もう初年度から10年間に向けて、しっかりとこのあたりもカバーをしていただけたらと思います。

次に、この改正では、デイサービスの預かり時間の延長や中・重度や認知症の人を積極的に受け入れる事業所、また看取りのため、看護師と連携体制を24時間確保しているなどの要件を満たせる事業所には報酬を上げ、サービスの質の向上を促すのが狙いであるようですが、要件を満たせる事業所と満たせない事業所では報酬の格差が生まれ、労働条件の悪化や小規模施設などは経営が難しくなるのではないかと懸念されますが、その点、今少しお話をされたと思いますけれども、具体的には何かお考えがあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 事業所における報酬格差についてということなんですけれども、国の方では今回よりよいサービスの質の向上を促すという目的によりまして、より積極的に事業展開をされる事業所に対しまして、報酬の引き上げをされるものというふうに理解をいたしております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 私も介護の世界に長く、今もそうなんですけれども身をおいておりますので、内側が結構見えるところがあります。そういう中で、充実している企業と充実していない企業のあり方もわかっているつもりですので、どうか小規模施設とか条件がどうしても満たされない、報酬が上げてもらえないところに関しても、見捨てることなく、一つ見守りというんですか、温かいご支援をお願いしたいと思います。

本市では、通いや泊り、訪問サービスがあわせて提供される地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所が8年ほど前に1カ所開設されたと記憶しています。現在に至っても、増設もなく、まだ1カ所のみで、とても残念な思いがいたしています。私自身、開設当初から3年間働いていたこともあり、短期間の泊りが可能であることから、利用者さんやご家族に喜ばれ、利用価値は高いと考えていますが、これからますます需要の高ま

る中、なぜこの種の事業所が伸びないのか、その原因と今後の取り組みについてお伺いたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 事業所がなぜ伸びないのかということなんですけれども、その原因につきましては、こうした事業、サービスを利用者自体が選択をされるということで、個々にいろんな理由があるのではないかと思いますけれども、原因の方は市としては特定ができない状況でございます。

なお、今後の市の取り組みにつきましては、地域密着型のサービスの事業所ということでもございますので、同様の他の事業所とともに利用者への周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 私も、先ほど言いましたように、この事業所には3年間籍をおいておりました。そして、1人でもお泊りの方があつたら4交代、4人の職員を確保しなければならないという実情もあつて、大変じゃないかなと職員の時代も思っておりました。こういうところにも原因があるのではないかな、採算が合いにくいのかなと思ったりしておりますけれども、やはり家族の何かお産があつたり、悪いことができたりして、急遽おじいちゃん、おばあちゃんを預けたい、そんなときに、すぐに頼める事業所でもありましたので、やはりこういう事業所にはもう少し目を向けていただきたいと、まだ8年たつても1カ所というのは残念な気がしますので、こういうあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

地域包括ケアシステムの構築といつても、いろいろな要素が絡み合い、複雑で奥深いものです。これから10年後には65歳以上の4人に1人が認知症になると懸念される中、老人クラブや各種ボランティアによる地域活動、支え合い活動や高齢者が高齢者を支える活動への期待は大きく、しっかり根づいてほしいものでございます。

また一方、要介護認定者の約4割が要介護の原因を認知症を挙げていることなどを踏まえ、認知症キャラバンメイト、私もその一員ですけれども、認知症サポーターを養成し、一般市民や企業にも広く理解を募り、関心を持っていただくことで介護ボランティア活動へもつなげていけるのではないかと思います。ただ、新聞に書かれていたようなボランティア活動を活用することで、費用を効率化するとした考え方は安易に映り、私には承服できません。ましてや、継続的な介護ボランティア活動となると、ただの楽しさ、やりがい

だけでは済まされない重みがあり、誰に彼にでもできるものではないと思っております。

また、元気のよい高齢者の人にも参加を募り、例えばボランティア活動をポイント制にすることで、将来介護が優先的に受けやすいとか、何か特典を盛り込むことで高齢者のボランティア活動に楽しみがプラスされるのではないかと考えております。一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加する中、理想と現実のはざまでご苦労が多いと思っておりますが、地域の各種ボランティアや支え合い活動への今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 4点目の地域の各種ボランティアや支え合い活動への今後の取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

高齢化の進展に伴いまして、認知症の人がさらに増加するものと考えられます。一般市民や事業所の方など広く認知症のことを正しく理解していただくということが重要であるというふうに思っております。

本市では、現在、先ほど申されました認知症キャラバンメイト、これが中心となりまして認知症のことを正しく理解をしていただく、そして認知症本人あるいは家族を温かく見守る、そして支援する人を養成するこの認知症サポーター養成講座を市内の各所で開催をしているところでございます。

今後ということなんですけれども、認知症サポーターを量的にさらに養成をするということはもちろんでございますけれども、活動の自主性を維持しながら、認知症のサポーターがさまざまな場面で活躍をしてもらうということや、また、初級からさらに上級といったこうした講座のレベル、あるいは地域、職域などの実情に応じたような取り組みも今後検討し、推進をしていく必要があるというふうに考えております。

また、認知機能の低下予防だけでなく、運動器の機能向上、閉じこもり予防などの取り組みも重要であると考えております。介護予防に資する活動を地域で自主的に行っておられる団体の把握に努めるとともに、市の介護予防事業にボランティアとして活動していただける方を養成することも必要であるというふうに考えております。

なお、先ほどのボランティア活動に対するポイント制についてでございますけれども、以前にも一般質問でお答えをしたと思っておりますけれども、地域における高齢者同士の支え合いにつながる有効なものであるということは認識をしておりますけれども、一方でボランティアというのは無償であるからこそやりがいがある、生きがいを感じると、こういう方もおられますので、そういう状況の中でこのポイントを対価とする制度のあり方、これに

については少し課題もあるというふうに考えておりますので、もう少し慎重に検討していきたい、このように考えております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

私がなぜこのポイントのことを言ったかと申しますと、あるとき施設のことをどこかないかとある家族の方に頼まれたときに、私も自分の施設一生懸命しようかなと思っていたら、すぐに入らしたんです。えっ、何で、どうして施設へ入れたんですかと聞いたら、いや、ボランティア活動などをよくしていたから優先に入れたみたいと家族が言われたものですから、そういうことをしていたらこういうこともあったのかなと、そのときも8年ほど前の話です。そんなことがあるのかなとふと思ったこともありまして、そしてテレビで見ていてこのポイント制というのを同じ施設の中でやってはったものですから、ちょっと何かそういうもので高齢者の方がまた高齢者を見るという、これは避けて通れない、本当に高齢者がふえた場合にはやはりこれは避けて通れない問題じゃないか。そして、また希望につながればいいんじゃないかということで、ぶら下げることがいいとは思いませんけれども、何か喜びもあつたらいいんじゃないかという一つの私のアイデアとして言わせていただきました。

常々、本市の高齢者福祉や介護保険事業は、よくやっていただいていると感謝しております。しかし、少子高齢化が進む中、いつでも誰かが何とかしてくれると思える時代は長く続くとは思えません。高齢になってから考えるのではなく、自分のことはできるだけ自分で、周りの人々との助け合い、そして公からの援助、いわゆる自助、共助、公助、この精神は市長もいつも言われますが、みんなにとっても大切だと思っております。その教育や心構えは、一生を左右すると言っても過言ではないと思います。自覚は感謝にも通じ、その心構えに遅過ぎる年齢はないと思っております。皆で支え合い、住みなれた地域で明るく、元気で暮らせることを願って終わります。

次に、戸籍のない子どもたちの質問をいたします。

先日、NHKのある番組で、戸籍がない子どもたちが特集されていました。私は、はっと驚き、ショックを受けました。戸籍のない子どもたちが、調査の結果、全国には少なくとも533人もいるとのことでした。戸籍があることが当たり前で、今まで戸籍のないものがあるというようなことは考えたこともありませんでした。

私は、独身時代ですが、身内の友達にやはり戸籍のない人がいて、そのときのことを思

い出し、そのときは余り気にもとめていませんでしたが、今なら何ができるんだろうかと思返し、辛くなりました。

無戸籍とは、例えば婚姻関係にあるまま、DVの夫から逃げ出し、身を隠し続け、他の男性との間に子どもが授かっても夫に証明をしてもらわなくてはならず、DVを恐れるが余り、届けられないケースがあるとのことでした。そのとき、もし勇気があったなら、泣き寝入りしなくても守られる手だてがあったなら、こんなにも戸籍のないものが多くは存在しなかったと思います。

私の気にかかったことは、1人がインタビューで、勇気を振り絞り役所に行ったけれど、ここではできない、裁判所に行くようにと言われた。辛かった。自分の存在すら消してしまいたくなるほど孤独感と戦っていると内容でした。解説者は、役所でもできるが、全国の役所にはその手続を知らない職員がたくさんいる。たしかそのように言われたと記憶しています。事例も極めて少なく、徹底といっても難しい面はあると思われませんが、本市での対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは、岩井議員の戸籍がない子どもたちのご質問にお答えいたします。

まず、本市での対応についてお答えさせていただきます。日本の国籍を有している者の戸籍に記載がないもの、いわゆる無籍者の方は戸籍謄本等によって身元が証明できないため、社会生活の中でさまざまな不利益をこうむられており、各種の行政サービスを享受する上で困難が生じている状況です。

このことが社会問題となっていることから、戸籍事務を所管する大津地方法務局から県内の市、町宛てに無籍者の方への対応について昨年8月と10月に通知があり、情報の把握に努めるとともに、これを把握したときは管轄法務局に連絡するほか、法務局への相談を案内するよう依頼がありました。

これを受け、当市では無籍者を把握するために、子育て家庭支援課、社会福祉課、市民生活相談課、学校教育課などの関係課に無籍者に関する情報に接することがあれば、戸籍事務を担当する市民課へ連絡するよう依頼をしているところであります。

現在のところ、本市では無籍者の情報を把握しておりませんが、戸籍の記載について相談があった場合には、相談者の思いに寄り添った対応を心がけ、手続を進めるための支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答えといたします。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

ちょっと野洲市の現状を聞いてほっとしたところでございます。今、先にお答えをいただいたので重複するかもしれませんが、どのような窓口でも戸籍がないことを打ち明けることの辛さはいかばかりでしょう。行政上のさまざまな手続は無論、婚姻届、国民年金、自動車の免許証、パスポート、選挙権は全部なし。医療費は全面負担。その上、まともな就職もできない。それは想像に余りあるところでございます。同じようにお母さんのおなかから生まれ、何ひとつたがわれない子どもが、人間として、いや、それすら、存在すら認められず、ほとんど権利を行使することも許されず、こんな差別が存在しているのでしょうか。こんな子どもさんたちが全国で533人もいるとされていることに言葉も見つかりません。

また、ある人は戸籍がやっとなされた原因が、お父さんを探したら亡くなっていた。DVのお父さんが亡くなっていたから自分には戸籍がとれたということを書いて顔をテレビで直接出しておられました。今や行方不明者、虐待、DVなど後を絶ちませんが、今なお戸籍のない子どもたちを生む連鎖が続いていると報道されていました。このような声なき声に耳を誰か傾けられるのでしょうか。

テレビでは、二十歳から30代前半の方が5人インタビューに答えておりましたが、ある子は学校にも行けなかったもので、独学で学んだと言い、皆の姿に陰りを感じました。

ところで、本市には相談窓口がありますが、戸籍のない人が来られても希望の持てる対応ができるのでしょうか。今、先ほど言われたので、多分そのような答えが返ってくると思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 窓口などでの相談は、戸籍の記載だけでなく行政サービスを受けていただくための手続等に関する対応とともに、無籍者の方は社会的弱者として生活困窮などの問題を抱えておられる場合が多いことから、困窮者支援を担当する市民生活相談課をはじめ、関係課と、また関係機関が連携をとりながら、生活再建に向けての支援にもつなげていきたいと、このように考えております。個々のケース、それぞれ違うと思えますけれども、そういった方に寄り添いながら支援を続けていきたいと、このように思っております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。まだ野洲は温かいなとほっとしたものでございますが、本当に私たちが考えている以上に人間として扱われないというか、戸籍がないという人の辛さを私たちも感じ入って、国を挙げて一日も早く一人の人間として支援の手が差し伸べられるよう願って終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 次に、通告第6号、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 始めさせていただきます。大きく2点させていただきます。

第1点目が、老後が安心して暮らせる介護保険制度をとということで質問させていただきます。

第6期介護保険事業計画が提案をされていますが、国の介護保険制度の改悪による影響も大きな問題としてあります。誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにとスタートしたのが介護保険制度です。この15年間で充実されてきましたが、現在制度的な改悪が進められており、この点も含め、市としての見解や対応について質問をいたします。

第1点目、要支援を介護保険制度から外し、介護予防、日常生活支援総合事業、地域支援事業に移行することになっており、野洲市は猶予期間の2年間を活用し、平成29年度より実施することになっています。

第6期計画案では、ホームヘルパーを利用している方が平成27年度744人となっていますが、平成29年度ではゼロということで、744人が地域支援事業に移行することになります。また、デイサービスを利用している方が27年度では1,944人、28年度が696人、29年度はゼロということで、地域支援事業に移行することになっています。しかし、これまでからも地方自治体に丸投げされてもできないと多くの自治体から意見が出されていましたが、この2年の間にどのようにされるのか、またどういう課題があると認識されているのかお尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野並議員の老後が安心して暮らせる介護保険、介護制度をとということで、まず1点目、介護予防日常生活支援総合事業移行に向けての課題についてお答えをしたいと思います。

要支援者への新しい介護予防日常生活支援総合事業は、訪問介護、通所介護について、市が地域の実情に応じて地域の多様な主体を活用し、サービスを提供するということとされており。

現在、本市では介護予防ケアプランの分析を行いまして、対象となる高齢者の状況やニーズ、サービスの提供主体となる地域資源の把握に努めているところでございます。

課題といたしましては、従来の介護職員によるサービスに加え、NPO、あるいは民間事業者、ボランティアなどによる支援体制をいかに準備できるかということがございます。現在、地域の既存の事業の把握、整理を行っているところでございます。その上で、既存の地域資源では対応できていないニーズがあれば、サービスを提供する社会資源を開発していく必要もあるというふうに思っておりますが、事業の効果的な手法について先進事例を参考としながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ちょっと余りにも抽象的過ぎますね。現在、そうしたらこの訪問サービス、ホームヘルパーとか通所サービス、デイサービス、ヘルパー、これ、今現在、要支援の方、どれだけの方がどれだけの事業所に何人利用されているのか、具体的な数字わかりますでしょうか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 数字をとということにつきましては、ちょっと今お答えができかねます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 私、ちょっと担当課に事前にお聞きいたしまして、済みませんね。部長にまで行ってなかったということで。ちょっと聞いてみたんですけども、現在、ホームヘルパーは11事業所で67人の方が利用されていると。デイサービスは27事業所で165人の方が利用されているということなんですね。結局、この具体的にこういった方々が要支援ですから、ここが外されるんですよ。ここをどういうふうにしていくのかということが必要なんですけども、1月22日の全協にこの小さいのをいただきましたね。この小さい字を必死になって読んで、見たんですけども、その中で書かれているのが、62ページのところに、地域支援事業の推進ということで、訪問型サービス、ホームヘルパーですね、ここで訪問介護とかいろいろあるという形で提供するとなっているんですけど、一番問題やと思うのが、③訪問型サービスB、住民主体による支援という形で位置づけられているんです。

下の通所型サービス、これも多様なサービスということでいろいろ書いているんですけど、ここでも③として通所型サービスB（住民主体による支援）というふうな形で位置づ

けされていまして、今後こういうふうな形で、野洲の事業計画ですよ、野洲の事業計画でこういうふうな形でやっていくということになっているんですけども、今、民生委員さんの活動とか独居老人の方訪問されていますよね。でも、ヘルパーまではやっておられません。訪問して、聞いて、お話を聞いてということですから、やっぱり1週間に一遍掃除に行っておられるとか、本当に自分でできない方々のそういうところ辺は、本当にヘルパーさんがなければ在宅で暮らすことができない。お買い物に行くのも行けないからヘルパーさんに行っていていただいているというような方々が、これ165名の方がデイサービスを使い、ヘルパーさん67人の方が使っておられるんですけども、こういう方々が本当に排除されないような状況をつくっていくとあかんというふうに思うんですけどね。そこらあたりはこの③の住民主体による支援というところを出されておられるとするならば、これ本当に2年の間でどういうふうな体制でどうしていくのかと。一人ひとりどういうふうにしていくのかということがこれが具体的にやはりお答えをさせていただかないと、今、漠然と課題をお尋ねしたのに、何か本当に課題を認識されているのかなというふうな思いがしたので、お尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 国の方で、要支援を切り離して、地域支援事業の中でそうしたボランティアなりNPOなり地域の資源を活用するというそういう方向性が出されているわけですけども、今の要支援1、2の方がヘルパーなりデイなり利用されている、それは必要であって利用されているわけでございまして、その方々の、今度、地域支援事業に移った段階で、今言いましたボランティアなりで全てが対応できるかと。これは非常に難しいというふうに考えておりますし、当然必要な今そうしたデイなりヘルパー、これが必要であるという方につきましては、地域支援事業の中で同等のサービス、これは市と事業者とまた契約を結んでそういうサービスの提供ということになるわけでございませけれども、そうした形で必要な方に必要なサービスを受けていただけるようにというふうに考えてございます。

ただ、地域支援事業、枠、国の方からの助成といいますか補助の枠がございます。今現在、3%というような枠があるわけですけども、国の方、まだはっきりはしませんけれども、この枠を今の要支援1、2を地域支援事業に移すことによる影響分相当分、全部かどうかわかりませんが、その枠を広げるという話も一部で聞いております。それと合わせまして、その枠を超えて必要な方には必要なサービスを受けてもらえるようなことを市とし

てはやはり必要であれば考えていかなければならないという中で、その中でなおかつそうしたボランティアなりもいた、そういうことも活用しながらと、こういうことでございますので、市としては当然財源がこのオーバー分がもし出てまいりますと必要になってまいりますけれども、そこはでき得る限り利用者に不利にならないように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 今、できる限りという形で、保険から外されるということで、結局そうなるんですよ。財政が許す限り、できる限りという形で介護難民が出るということが言われているというのはここなんです。今はまだ何とか保険料払っているから、ケアマネさんがちゃんとプランを立ててくれはったらそういうサービスが利用できるというそういう契約というのか、保険料払ってますから。けど、こういうふうな事態になるとうことで、本当に今回のこの介護保険制度の改悪というのは大変な状況だというふうに思います。

次に、第2点目の特別養護老人ホームや老人保健施設の待機者は増大しておりまして、増床が望まれます。第6期事業計画では、特別養護老人ホームを50床の整備を目標とされておりまして、これは歓迎をしたいと思います。でも、これだけでは現在の待機者を解消することはできないと考えますが、今後の見通しについて明らかにされたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今回、特別養護老人ホーム50床を整備するという目標を挙げております。これで全て待機者が解消されるわけではございません。昨日も太田議員のご質問の中でもお答えをさせていただきましたように、今400人余りの待機者があるという中で、この50床というのは全然解消に届く数字ではございません。

今後もこの3年間でこの待機者が解消されるかといいますと、解消は難しいというふうに考えておりますけれども、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、在宅医療、あるいは介護連携支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 介護保険が始まった2000年のときには、野洲では待機者が8人と滋賀民報1月25日の特別養護老人ホーム待機者、滋賀県で1万人を超えているという、ここで重複があると思うんですけれども、今、現実400人、ここでは1,201人ということで、あちこち申し込まれていますから、こういう数字になっていると思いますが、

介護保険の始まった当時は8人だったという、全体的に本当に施設を希望して待っておられる方が増大しているということやというふうに思います。高齢化とともに、どんどん広がるんやというふうに思いますが、今現在400人で、これ50床やったら、350人は在宅という形になりますよね。そうしたら、これ、どっちにしても、今現在利用されている以上に、本当にもっともっとデイサービスやホームヘルパーがもっとふえていくということは明らかですよ。高齢化とともに、さらにふえていくという。現時点でもこういう状況ですので、やはりもっとこういう特別養護老人ホームを、施設を建設していくという要望に応えられるそういうところをやはりもっと進めていっていただきたいというふうに思いますので、在宅だけでは対応できない方が本当にたくさん出てくると思いますので、そういう検討もやっていただきたいというふうに思います。特老だけじゃなく、老健施設やらもあろうかと思しますので、もう少し計画上積みをしていかんとあかんのではないかなというふうに思います。

次に、来年度の介護報酬の引き下げが出されています。先ほどの岩井議員もおっしゃいましたが、介護職員の賃上げのために1.65%の引き上げ、認知症などの対応のために0.56%の引き上げがされますが、特養や小規模デイサービスなどの報酬が4.48%引き下げられて、トータルで2.27%の引き下げということになります。全国の特養の試算では、1施設当たり1,500万円の減収になるということが出されておまして、野洲市内の事業所での影響を把握されているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 市の方では、この影響について把握ということはいたしておりません。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 野洲市内には特養の関係は慈恵会がありますね。慈恵会の方にお尋ねしますと、やはり今回若干ランクがあるので、いろいろきちっと何かをやっているかとかあれをやっているかというふうなのがあるので、報酬そのものもこういうふうなのがきっちりもらえるかどうかはわからないということで、マイナスになることだけは確かやと。報酬が下がりますからね。さらに、野洲の補助金が2,000万円前年に比べて下がりますから、本当に大変になるというような状況やというふうに思います。

ですから、やはりこの介護報酬そのもの、職員さんの給料を上げていくという形で以前それ緊急にやったことがあるんですね、それだけ。それだけ上乗せするという形でやった

ことがあるんですけども、今回は全体的な報酬を下げるということが、ここが大きい状況になっていますので、やはりこれは本当にひどい改悪やというふうに思います。嫌々そこで職員さんが頑張ってもできないという、国の責任やというふうに、自公政権の責任やというふうに私は思いますので、ここだけでとめておきます。

通告で④書いていますけど、これダブっておりますので、⑤にいきます。

27年度から新規入所者は原則、要介護3以上に重点化されますが、特例入所として要介護、1、2でも入所可能と計画案でも明記されています。実際に特例入所を可能にするためには、市が意見を述べるようなシステムが必要ですが、実態把握はどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 特例入所の実態把握につきましては、以前にも一般質問でお答えをしたことがございますけれども、要介護1、2の方が入所の検討対象者となった場合、これは市、町が意見を述べる、市町村に意見を求めることとするというふうにされておりますけれども、これに関しては、今後、県の方からガイドラインが示されるというふうなことも聞いております。

実態把握につきましては、介護保険の認定を受けている人、これについてはケアマネジャーがおられますので、これが把握をされておりますし、またこのケアマネジャーとつながっていない方につきましては、月に1回程度居宅介護支援事業所の届け出の有無をチェックいたしまして、届け出がなければ状況把握の対象者というふうな扱いをいたしております。

こうした対象者につきましては、地域包括支援センターの社会福祉士が直接電話あるいは訪問を行いまして、実態、状況の把握をいたしまして、居宅介護支援事業所の紹介あるいは介護保険サービス等の情報を提供するなど支援をしているところでございます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 次に行きます。

6番目、低所得者に対する食事、部屋代の負担軽減措置が今年8月から大幅に削られます。所得が変わらないにもかかわらず、制度が変わるために大幅な負担増になりますが、これに対して市独自の軽減措置が必要ではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 介護保険といたしまして、この制度化された仕組

みの中で、これ以外の独自減免につきましては、被保険者間の公平性の確保でありますとか、健全な介護保険事業の財政運営、あるいは財政規律の保持の観点から適当でないというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 低所得の人がお金がなく、本当に食事代、部屋代の軽減がされていたのに、されなくなるという状況ですから、配偶者が課税されているとかいう形になったら即そういう形になって、本当に所得が何にも変わらないのにこういう状況になるということは大変な事態になるなというふうに思います。お金がないためにそういう施設から出ていかなければならんみたいな事態にならないかなという心配をしております。

次、7番目に行きます。

一定の所得がある場合、利用料を現行の1割から2割にする。政府の救済策として、単身で280万円未満、2人世帯で346万円未満の場合、1割に戻すとされていますが、野洲市では対象者は何人おられるのか。また、現場でどのように徹底されるのかお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 現在のサービス利用者で想定をいたしますと、利用料が2割から1割に戻る方、対象者、これは5名でございます。

負担割合の決定につきましては、本人の申請というのは不要でございます。市におきまして前年の所得と世帯の状況から判断をいたしまして、これはシステムで判断をいたしますけれども、利用者に負担の割合書を送付するというふうになってございます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） きっちりしてあげてください。

次、8番目。

第6期介護保険料が出されましたが、第1段階の生活保護、福祉年金受給者の方で、年間3,420円の引き上げで3万3,120円、本人非課税の方で年間6,840円の引き上げで月5,520円で年間6万6,240円となります。11%の引き上げということになりますが、全体ではどのような引き上げ幅で、総額幾らになるのかお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 第6期のこの計画、27から29のこの3年間に

おける1号被保険者保険料の徴収の必要額、これにつきましては26億231万6,715円というふうになります。

この額は、今現在の5期の計画によります金額としましては20億9,839万3,903円というふうになっておりまして、その差額は5億392万2,812円というふうになります。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 9番目。介護保険料の試算で、地域支援事業費が29年度で27年度に比べ1億円ほどふえておりますが、これはホームヘルパーやデイサービスを地域支援で行うための費用であると考えますが、試算を明らかにしてほしいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 地域支援事業費の増の分につきましては、制度改正によりまして新しい介護予防日常生活支援総合事業の対象となる要支援1、2の方の通所介護なり訪問介護等、サービスの利用が給付から地域支援事業に移行することによる増額というふうになってございます。

この移行する各サービスにおける増額の見込み、主なものの内訳でございますけれども、介護予防訪問介護の部分につきましては1,243万1,584円、また介護予防通所介護につきましては6,831万4,033円、介護予防支援につきましては1,179万4,818円というような主な内容でございます、合計9,254万435円と、約1億円というような内容となっております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 次に移ります。

10番目。

事業計画案の85ページの総給付費が、27年度に比べ、29年度は約3億円ふえています。特老の建設などによって利用者がふえるための費用ではないかと考えますが、給付費の推計を明らかにされたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 総給付費の増についてでございますが、29年度までを目標としておりますこの特別養護老人ホームの整備、これに係ります施設利用、あるいは居宅サービスであります訪問介護や通所介護など、高齢者の人口増加によるサービス利用を見込んだ増額というふうになっております。

その内訳といたしまして、主なものでございますが、今言いました施設、老人福祉施設の部分では1億3,048万537円、それと居宅の関係で訪問介護が8,748万8,348円、それから通所介護につきましては1億1,469万1,370円というような増額の内訳となっております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） これ、事業計画案の中で、83ページの一覧表でいろいろと出されておるんですけども、人口もふえていますので、そういった部分がふえていく、人口推計もふえていますので、ふえていくというのはそうだというふうには思います。

しかしながら、11番目に移っていきますけども、1号被保険者は22%の負担となっておりますが、3年前の引き上げのときは21%でありました。この1%引き上げられたことによって、1億615万円ふえました。これが、今回の保険料を大きく引き上げることにもなっています。保険者が4万人くらいで割りますと、1人当たり2,649円になります。このような形で割合を引き上げていくやり方でなく、国の負担割合を引き上げていくべきではないかと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 国の負担割合の引き上げについてでございますけども、これまでからも市長会を通じましてこうした財源の負担等についての要望を市長会から要望がされておりますけれども、今後も必要に応じてこうした部分については要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） この計画案の87ページに書かれているんですけども、お持ちだったらぜひ見てほしいんですけども、ここの87ページのところに、介護保険の給付に係る財源の構造ということで、第1期のときには、15年前ですね、これは負担は17%、第2期が18%、第3期19%、第4期20%、第5期21%、第6期22%という形で3年ごとの改定ごとに1%ずつふえているんです。こういう形で65歳以上の方の保険料ですね、それがふえておりますから、このまま9年後、もう一遍もう一遍もう一遍というふうな形でいったら、22%が25%になっていく。4分の1ですよ。全体総枠の。全体総枠の4分の1がこの65歳以上の方の介護保険料で賄っていかなくてはならないというような、こんなことをやっていったら、しかも、それは年金天引きですから、本当にどうしたらいいんでしょうと言わんならんぐらい、この負担割合は国が25%ですからね。同

じです。国の負担と65歳以上の方の負担が一緒になる。県が12.5%、市が12.5%というこの負担割合を変えていかない限り、これ毎回この負担がどんどんふえていくという、今回でも1%ですから、試算したら1億円余りですよ、という形ですから、やっぱりこの負担割合を上げていくということをしないと、幾ら相互扶助といっても私は限界があるというふうに思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 国の負担割合が3年ごとに1%ずつ上がっているということで、今後、同じように1%ずつ上がっていくという野並議員の推測なんですけども、それはちょっとわかりません、私には。

当然、サービスを利用させていただく、それを確保していこうとすると財源が要りますので、そうした意味でいろんな財源構成を検討されて出てきたものだとは思いますが、利用者負担が上がらないようにというのは野並議員と同じ思いはいたしております。そうした中で、こうした制度をこれからも安定的に持続していけるようにということで、その財源についての関係についても国の方にこれまでどおり要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 12番目の、平成37年度の本人非課税の方の保険料は、年間9万9,000円と試算されています。年金は物価が上がっても引き下げていくマクロ経済スライドの導入が今されておりまして、年金額に占める介護保険料の負担割合は高くなっていっています。

このような状況を改善するためには、国の負担割合を引き上げて、12段階の保険料算定でなく、所得割の保険料にしていく必要があるのではないかと考えるんですが、見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野洲市におきますこの12段階の保険料設定につきましては、所得の高い方からより多くの保険料をご負担いただくという、そうした考え方から、国では標準の設定が9段階というふうになっているところを、さらに細分化して、より所得に応じた保険料設定ということで設定をさせていただいておるといいます。

そうしたことで、一定所得に応じた保険料設定、今の現行の介護保険制度の中で、より

所得に応じた保険料設定にしているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） それはそれなんですけれども、これ7段階やったら所得が120万円以上190万円未満という形になっていますね。これは1万円変わっただけでも8段階になるんですよ。そうすると、年間8万6,112円の保険料が9万9,360円になるんです。1万円上がっただけでそれだけのぼんと跳ね上がるという、ここが矛盾というのか、だから所得割りにしたらどうですかというところなんですよ。そんな1万変わっただけでぼんと上がってしまうというところ辺が、これはちょっとこういう形で今まであるから、もう仕方がないというふうに思っておられるんかもわかりませんが、矛盾として何か、自分がそのラインになって上がった場合、年金を下げてくださいとも言えませんからね。年金はいただくものですから。ですから、どうすることもできないという矛盾を抱えているんですけど、矛盾感じられませんか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今の制度の中では、こういう段階でということに枠組みになっておりますけれども、野並議員さんがおっしゃいますように、所得に応じたということ、この件につきましては、先ほど市長会の要望と言いましたけれども、野洲市から直接ではございませんけれども、市長会の要望の中でも個人の所得、あるいは収入によるいわゆる個人賦課の方式、こうしたことで公平な保険料設定になるようにというように見直しのそうした要望も市長会からは出ているということでございますので、市長会、野洲市もその一構成員でございますので、国の方にはこうした要望をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 絶対に要望はして、こういう矛盾があるんだという認識をしていただければと思います。

もう一つ最後に、この介護保険料。介護保険料というのは年金天引きですね。介護保険料だけでなく、医療保険も払わなければなりませんよね。国保税。国保税は、払ったら医療は受けられます。絶対に。病院で、あんたはあかんというふうなことはありません。けれども、この介護保険は、払っていても介護が受けられないというような状況というのは、これは保険と違うんと違いますが。自動車保険でも保険へ入っていて、事故が起こったら、

その保険が来るから保険でしょう。払っているのに受けられないというのは、これは保険ではないと思いますけども、ぼったくり。だから保険あって介護なしと言われるゆえんだというふうに私は思うんですけども、どうお思いになりますか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 野並議員さんがおっしゃるのはごもっともかと思えます。制度発足当時、それぞれの家庭で介護ができないところを社会全体で支えていこうということで、保険料を払ってきちっと介護が受けられるということでスタートしたわけでございます。そういう意味では、今現在は保険料を払っているけれども思ったとおりのサービスが受けられないという状況になっているということは事実かと思えます。その点についてどうかと言われると、ちょっと答弁のしようがございません。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 私と同じ思いだというふうに思います。とにかく、死ぬまでこの保険料、年金天引きですから、死ぬまで払い続ける状況です。本当に国保税は払っていたらやっぱり何かあったときにとってみな一生懸命払いますけど、介護保険が自分で納められるような保険になるんだったら、みんな払うのをやめると思いますよ。けれども、年金天引きですからね。これができないというところ辺が本当にひどいものだというふうに私は思いますので、本当に相互扶助というふうな形で私らも保険料を払おうと。そのかわりに安心して老後を暮せるようにサービスをしてもらうというのが私は保険制度だと思えますので、本当にその趣旨にのっとった保険制度になるように、やっぱり国のお金の使い方を変えなあかんと思います。要らん戦闘機買うのをやめたらいいと思います。

置いておきまして、次に同和行政について、同和行政をやめて一般施策への移行をということで質問させていただきます。

市長は、平成27年度で同和行政は終了をしていくという方針を立てておられますが、来年度予算を見ますと、人件費は削減をされていますが、諸施策は変わっていないように思います。特定の地域における補助金などは一般施策化すべきです。また、教育方針で人権施策基本計画の見直しが出されていますが、その点についてもお尋ねをいたします。

①総合センターにおける学習習慣、基礎学力の向上などは全市の子どもの問題であり、塾にも行けない子どももいる中、貧困の連鎖を防止するためにも、子ども会、少年団などへの補助金を見直し、一般施策化して、希望者は誰でも参加できる状況にすべきですが、見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 野並議員の、同和行政をやめて一般施策への移行をについてのご質問についてお答えをいたします。

1点目の野洲地域総合センターでの学習習慣づくりにつきましては、長期休業中や土曜日など、子どもたちが自主的に勉強する場所の提供をしているものであります。

また、子ども会、中学生、少年団への補助金につきましては、平成27年度をもって終了する予定でございます。

なお、貧困の連鎖防止のための学習支援につきましては、先ほどの勉強会でも説明申し上げているとおり、27年度から生活困窮者支援事業の中で取り組んでいくこととしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 27年度から全体的にというのが違うところの予算でありましたね。勉強会で尋ねたときに、野洲小で行っていくということでしたが、もう少しどういう形で何人の先生で週1回とか、もうちょっと詳しいのはまだ決まってないんですか。ちょっと詳細教えてほしいんですが。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 勉強会でも申しましたとおり、総務部が所管している事業ではございませんが、ちょっと今、誤解がございまして、野洲小学校ではいたしません。コミセン野洲を会場として考えてございまして、規模につきましても中学生を対象とした20人規模ということはご説明申し上げたとおりでございます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 中学生だけではなくて、小学生やっても基礎学力的には私小学校だと思います。貧困の連鎖というところで、つまづくのは大体小学校の3年、4年生ぐらいでつまずいていく。そこのつまずきをフォローしないとできない。今も2年生の最初で掛け算が出てきますから、その後すぐ割り算が出てくるというふうな形で、そうなってくると分数、小数点やら大変な状況になってきて、本当にさっぱりわからんという状況になりますので、だから、本当に中学生に対してじゃなくて、小学生からも希望者はやれるようなことをしてほしいなというふうに思うんですけども。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 野並議員、おっしゃっているその事業につきましては、これはモデル的にまずは野洲学区で取り組むということで、これもご説明したとおりでございますので、これが完成形ではございません。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そうしたら、拡大もしていくということを認識していいんですね。中学生じゃなくて小学生にも拡大をし、あと学区のコミセンでもというふうに認識していいんでしょうか。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それは今後の貧困、経済的な弱者のあり方にも、現状にもよると思いますので、ここでどうするという事は申し上げることはできませんが、その都度現状を踏まえていくということは考えているところでございます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） よろしく申し上げます。

次に、各種教養講座なども、コミセンなどでさまざまなサークルが活動されており、自主運営されています。自主運営に切りかえていくべきだと考えますが、地元の方々との協議はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 各種教養講座などにつきましては、今後の運営が自主的活動となるように、受講生の皆さんやあるいは地元の方々と現在協議をしているところでございます。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） ぜひ、皆様のご理解をいただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、3点目。

共同作業所運営補助に、27年度予算で550万円の支出となっておりますが、これまでから市長の答弁では、地元協議を行い一般施策化の方向ということになってはいますが、550万円の補助ということは継続の状況であります。28年度ではどのように展開されるのか方向性をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 28年度どのように展開されるのかというお尋ねでござ

いますが、結論から申し上げますと、平成27年度でまずこの大型共同作業所の指定管理が終了いたします。基本的には、この終了と同時に補助金も同じように廃止をしていくというのが考え方でございます。

市といたしましては、同和対策としての一定の目的は達成しているというように考えておりまして、27年度に、これは当然相手方がございますので、そこは丁寧に議論をしていこうという考えでしているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） あと4点目。

一般施策に移行するに当たって、残された課題を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私に通告いただいておりますが、なぜこれだけが私なのかよくわからないのですけれども、もっとたくさん聞いていただいたらいらいらしなくて聞けたんですけれども、余り合理性がないんですね。質問の答弁指定が。市の提案に対して、なぜ部長に聞いたり市長に聞いたりされているのかよくわからない。文脈がつかまらないんですよ。組織でやっていますから。

残された課題が何があるかですけれども、そもそも論で、同和行政に取り組むに当たって私が申し上げたのは、同和問題があっても同和行政はやりませんという提案をして、そして今日まで至っています。市議会でも確認いただいて。

そういう意味では、部落差別は残るかもわからないけど同和行政はしないと。そういうことでいえば、課題はないというふうに思っています。

それと、先ほど多分生活困窮者の学習支援のことをおっしゃったと思うんですけれども、あれも全然別です。もともと課題になっていて、やろうと思ったことで、これと絡めて各地域とか、私は基本的に一般施策という言葉を使っていないんです。今議会でも何回も言いましたように、市民の課題をきちっと位置づけて解決しようと。だから。野並議員のは古いんですね。発想が古い。

さっきも図らずも何回もおっしゃったけど、武器をやめたらいいと。野洲市は同和対策やめたら財源が生まれると。これは単純な話なんですよ。私は部落差別、まだ深刻な差別があるし、それについてはきちっと人権施策とか、あるいはさまざまな課題をやっていけないといけませんけど、今まではずっと公益材料と財源を生み出してやってこられたわけ

ですけども、その手は私は通用しない。

さっき見た有隣館でも、本当に裏切られて、そして私がやろうとしたときも応援しなかった。当事者も私たちはこんな建物は要らないと思ったけども、町や市長が押しつけたから、仕方がないから飲んだんだと、この図らずもこの言葉、それに対して、野並さんたちは答えていたかどうかですよ。外野席で無駄なことをやっている。私は当事者の人と膝突き合わせて就任してすぐに何回も夜出かけて行って本当のところを聞いてやってきている。それも応援しないで、私ははっきりと同和行政をきちっといい形で解消しますと言っているのに、ずっと私就任して今度7年目とおっしゃって、7年目になるけども、それをまただしにして、一般の当初予算は否決をするし、ちょっと後で3問聞いていただきますから、歳出はやめておこうと思って、それも含めてちょっとまだ2問聞いていただく予定ですので、そこでもうちょっとしゃべります。

とりあえず、課題はそういうことです。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） なんで市長に聞いたかというのと、1つの課の問題ではないだろうなというふうな思いで聞きました。

5番目に、人権施策の基本にされているのが野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例において、差別の問題を、部落差別をはじめとするあらゆる差別となっていますが、一般施策に移行している自治体の条例などは、部落差別をはじめとするという文言はありません。あらゆる差別という形で同列視しています。野洲市まちづくり基本条例があることから、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例というのは廃止をしていくべきと考えます。これと同じように、人権センター条例においても、部落差別をはじめとするあらゆる差別と規定しておりまして、人権センター条例も廃止すべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも何回も聞かれて、予算を否決する理由に質問しておられると思うんですけども、そもそも論からいいますと、日本の社会、明治以降を見ましても、いわゆる戦前でもいろいろ課題はありましたけど、憲法が制定されました。そして選挙権も付与されました。制限ではあったけれども。その後、戦争が終わってからは、全ての人に、女性も含めて20歳以上選挙権と、こういった形で、その中でやはり人権も順番に拡張されてきているわけです。

その人権拡張の取り組み、いろんな動きはありますけれども、選挙権の問題もそうですが、あるいは女性の参政権もそうですが、やはり部落差別の取り組みというの大きな役割を果たしています。これは歴史的に消えない。特に、やはり人権問題においては部落差別の取り組みは大きな貢献があったと思います。

そういうことがあるから、野洲市の場合は部落差別をはじめというふうに条例に掲げられているというふうに私は理解していきまして、私が制定した条例ではないですけども、これをあえて安易に改廃をするものではないというふうに私は思っています。

野並さんの発想は、私2回ほど否定しましたが、部落がなくなったら部落差別はなくなると、そういう安易な発想ですね。問題点を消したら。そうじゃなくて、きちっとやっぱり現実を踏まえてやっていく、そういう意味ではこれは歴史的経緯をここに埋め込んである野洲市の条例を安易に変えるものではないというふうに私は考えています。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） この条例が制定されたときに、大論争いたしました。差別に「はじめとする」というふうな形は、それを一番にもってきて、あと「その他」という形になると。そんなものではないでしょうと。いろんなものが本当にどれも、障害者の差別もだし、いろんな形で高齢者の虐待とかいろんなものもみんなそれぞれの一人ひとりの人格、人権を大事にするという形においては、部落差別だけを「はじめとする」というふうな形に掲げるのは、それはいかんという形を言ってきました。

確かに、この部落のところで運動が行われて教科書の無償化とかいうのが高知から進んできたとか、いろんな形で歴史の中で虐げられた人たちが団結をし、きちっと権利を行使し、それが当たり前の社会になってきたということは、それはそれで本当に大きな役割を果たしてこられたし、地域の方々の本当にさまざまな努力がいろいろあったというふうに思いますし、行政もそういう形で一緒にいろんな施策を講じてこられたし、ですから、改良住宅の払い下げにしても当然というふうな形で共産党は賛成をしてくれましたし、いろんな意味でされてきたというのか、運動をされてきたというのはそれはそうだと思います。

しかし、今そういう意味では実態的なものではなく、さまざまな形が残ってはおりますが、しかし、全体的に同じ差別という形であらゆる差別というところにどこの条例もなっていますし、だから、野洲がつくったこの野洲市まちづくり基本条例というところにはあらゆる差別という形になっています。部落差別をはじめとするというふうな形にはなっていません。この基本条例をつくるときに、本当に大議論も議会の中でもしましたし、条

例を制定する人たちもさまざまな議論をされた中でこのまちづくり基本条例ができていうことで、そこを私、これはもう野洲の中の憲法に値するという形でつくられた過程を知っておりますので、やはりこれを基本にしていくべきだというふうに私は思っております。

ですから、市長との見解の相違はありますけれども、平行するでしょうね。これ。どれだけやっても。

一つ、人権センター、県内で人権センターを公費で運営している市や町がどれだけあるのか、ちょっとそれだけお尋ねしたいんですけど。もうほとんどないと思いますが。湖南地域はちょっといろいろとありますけれども。ご存知でしょうか。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 申しわけありません。ただいまの質問に資料を持ち合わせがございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○市長（山仲善彰君） ちょっと反問します。

○議長（河野 司君） 反問。市長。2回目を許します。

○市長（山仲善彰君） 人権センターをなぜ問題にされるのか、その意図をもうちょっとはっきりお聞きしたい。人権センターというのは客観的な名前ですね。もうちょっと限定されないと、多分総務部長は意味がわかったから答えているんです。一般的には意味はわからないですね。人権センターをと。

それと、あえてさっき意味がわからなかった。条例はいいけども、この文言だけがだめだと。歴史的な見解でもともと私も仕事でやっていましたから、一番活発なとき知っています。いったいでやっておられました。私がやったときは、愛知川の中村さんという委員長で、坂本の宮田さんというのが仲よくやっていました。竹尾さんというのが事務局長をやっていました。しばらくおつきあいをしました。両方とも。

私、もう一回あえて確認するんですけども、なぜいわゆる路線が分かれたのか。その根本的な問題。そして、なぜ今ここまで、野洲市では当事者も、そして市民も理解されてここまで来ているのに、しつこく、路線も示しているのに、なぜこの貴重な時間を使ってしつこく質問されるのか、その歴史的経緯も含めて、明確にお答えいただきたい。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） それは反問ですか。反問ですね。

部落解放同盟と分かれていったという基本は。糾弾路線です。当初、糾弾路線と一緒に

やっていました。追及をし、とにかくその糾弾路線をやっていたのではあかんという形で、やっぱり矛盾も抱えている。行政に文句を言いに行き、言いに行った人が外車に乗って行ってたと。税金がどうたらこうたらというふうな形で、それはやっぱりあかんやろうと。自分らの部分も正さなあかんし、そんな糾弾をしていたんではあかんということで、糾弾路線をやめるといって形で全解連に分かれていきました。

ですから、全解連は糾弾をしていません。それ以後、だから、今、全解連というふうな形も解散をしました。

ですから、部落解放同盟、当初は滋賀県は本当に一緒に糾弾路線でやりましたから、市長がおっしゃるように、そういう方々もおられると思いますが、その軸にして分れました。

今、人権センターをと言ってつくっていかうとしているのは、その部落解放同盟が人権センターをという形でつくっておられますが、この県内でも自分たちでセンターを運営してくださいという形になってきていますし、出していた補助金もやめていくとか、法人にしていって自分たちでされたらどうですかというふうな形で進んでいっているのが今現在ではないかなと。

湖南は、ちょっとこの後の質問につながるんですけども、ちょっと異常といいたいしょうか、ちょっと特殊な状況だとは思いますが。

○議長（河野 司君） それでは、一般質問を続けてください。

○8番（野並享子君） 最後に、部落解放・人権施策確立要求びわこ南部地域実行委員会に野洲市や議会も参加をしています。一般の団体なども参加していると思います。この実行委員会に参加している団体名を明らかにされたいと思います。

また、甲賀市に続いて、湖南市も退会をされました。野洲市としても退会をすべきではないかと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず、先に実行委員会の加入団体をお尋ねですので、これ結構たくさんあるので、私が全部読み上げるのも無駄なことなので、また紙を見ていただいたらいいので、主なものを言います。野洲市内で言えば、野洲市商工会、野洲市自治連合会、野洲市民生委員児童委員連絡協議会等で、全部で21団体です。

それと、甲賀市に引き続いて湖南市も退会されたけども、野洲はどうですかと。前もお

答えましたけども、退会して済むものじゃなしに、そこで一緒に議論していい方向に向けていったらいいわけで、野洲市としては退会をしません。

それと、湖南省は確認したら、まだ退会をしていません。甲賀市は、強引に退会して、信頼関係がその協議会の中でもなくなっていますし、活動しておられる人たちとも信頼関係がなくなっています。

それをモデルにされるのかどうかなんですが、これは反問じゃないんですけども、そういう前提で聞いておられるのかなと思います。

それと、湖南省も退会したと。私、調べんかったらそれを前提に議員の皆さんも市民の皆さんもそう思われます。物すごく不正確な情報で聞いておられるんですね。やっぱり質問の精度を上げてもらわないといけない。さっき政策監には自分は調べておきながらいかにも知らん振りして聞いて、実は職員に聞きました。こんな重要な質問を調べないで聞いているのか。いや私うかうかと野並さんに乗るということでうそをついて質問しておられるのかです。やっぱり質問の精度を上げていただかないと、私信頼性が議場でなくなります。さっきの突然の高齢者の65歳以上の負担も、ちょっと私確認したんですけど、はっきりしないんです。恐らく、65歳以上の方の高齢化率がふえて絶対数がふえているから、負担率がふえている部分があって、多分1人当たりの構成じゃないはずですから、当然パイは膨らみます。それを、私も多分そうだと理解していて、部長質問は一切私関与していないので、かつ、今、突然出てきたので、多分野並さんはそれを知った上で毎年1%ふえているでしょうと。高齢化率は毎年ふえていっています。当然、高齢者1人当たりの負担も若干ふえているんですけども、それは若い世代、40歳以上もふえているわけですよ。何か、物すごく暴論だと私は思いますね。今のこの湖南省のこのうそ、これはやっぱりできるだけ誠実な質問をしていただくこと、これは要望しておきます。

ちょっと反問。

○議長（河野 司君） 反問。2回目です。

○市長（山仲善彰君） さっき糾弾路線が原因で今のこういう部落差別の問題とか同和問題をやめるべきだとおっしゃいました。

私も、糾弾会も出ていました。結構私は和やかだと思ったんです。言葉は厳しいけども、それは理由があるからと思ったので、ほんまに出ていましたから。糾弾は私もよくないと思う。行き過ぎがある。これは何でもそうですよね。野並さんでも、ついうそをついても質問したいのと一緒で。でも、問題が存在するかどうかの認識。今のは説明になってい

ないんですよ。方法が悪いのと、問題があるかないか。本当は、さっきお答えにはなっていないと言ってもよかったんですけども、糾弾が原因で路線が分かれたとおっしゃるんですね。でも、今はそういうことをおっしゃっていないんですよ。部落をなくしたら、部落問題なくなるから同和行政要らんという話ですね。でも、今でも本当に就職とか結婚とかで全くゆえない差別。ゆえある差別もだめですけども。

それと、さっきの人権でも安易ですね。障害者の方の問題とかいっぱいありましたけれども、実際、日本で障害者の権利の意識が芽生えたのはそんな昔じゃない。アメリカでさえも、私よく引くADA、全米障害者法で初めて明らかになったわけですよ、大きな動きになった。部落差別は、戦前から連綿とあって今日に至っている。それを、私障害者の差別も大きな問題だと思うけれども、同じ位置づけをされた。教科書の無償化とかへの貢献とか、私はその認識がやっぱり甘いと思うので、質問はどういうことかという、お願いは誠実な質問をしてください。

もう一つは、単なる糾弾路線を理由にしてこういう一連の、私になってから毎回3人か4人で質問していただいていますね。同和行政やめよと。これはちょっとバランスがとれないと思うので、糾弾路線が唯一の原因なのか、理由なのか、もう一回そこを明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 私、全解連には所属しておりませんので、それこそそういうふうには私は聞いております。なんで分かれたんかというところは、糾弾路線のところでもとを分かれたと。

部落がなくなればと、この発想じゃなくて、今、本当に混住していて、部落という指定を決めることができなくなってしまっているという、属地属人とか言われたときですね、その地域に住んでいて、部落であるのか。とにかく、今、本当に混住していて、部落民というふうな形をとるということ自体が、もう間違っていると。だから、・・・というふうな形で、そこにいっぱい混住されてますでしょう。そのときに、下水道の補助金の問題があったんですよ。あその地域一帯を下水道の補助金をするという事を出ておまして、それこそ属地です。属地で下水道の補助金が出たんです。属地属人という形じゃなくて、属地という形で出て、混住していますからね。悩んではりました。下水道の補助金もらった方がいいのやろうかどうやろうかというて。それは、そういう形で出ているんやったら、もらわはったらどうですかと言ったことがあるんですけどね。ですから、もう本当に混住

をしているような状況で、今、部落がなくなればいいという、その部落がなくなればという、部落そのものが混住しているんですからね。ですから、本当に概念的にいつまでも野洲でこの同和地域がどこやということのをいまだにまだ小学校で、中学校で教えておられるのかどうかは知りませんが、もうそんなことをやっていませんよ。もう本当に、今、全体的な人権、あらゆる差別というふうな形でいっているところはね。そういうところだと思います。だから、地域というふうな部分じゃもうなくなっているのではないのでしょうか。というふうに私は思いますけど。大津なんかも本当に混住していますでしょう。野洲でも混住していますからね。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後４時２３分 休憩）

（午後４時２４分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

野並議員。

○８番（野並享子君） 以前に私が部落がなくなったらいいなんて言ったかどうか、ちょっと記憶に余りないので、申しわけないんですけども、地域としては私はもう既になくなっていっているというふうに思います。昔から言われていた被差別部落というふうな、そういう概念は、もうなくなっていっているというふうに思います。

先ほどからちょっと、私がかうそのことを言ったとって湖南省のことを大分おっしゃっていますけども、これは湖南省の市議員が一般質問したときに市長が退会をするということを行ったというふうなことで、退会をしたんかどうかは、湖南省も退会をするということを行っているということを知りましたので、だからそういうことにされましたという形を書いたというのは間違いだと思います。そこは認めます。するということを市長がおっしゃったということだけは向こうの議員から聞いておりますので、もう退会してはるやろうと思って、ちょっと確認をしなかったのが、これはちょっとミスやと思います。うそではありませんので、ちょっとミスやとは思いません。

人権問題、部落差別もあるでしょう。さまざまな意味で、ないとは言いません。あると思います。あるけども、だからといって、それだけというのか、今、野洲は人権問題という形で広くされて、学習なんかもされてはいますけども、けども、地域の人推協とか学校のPTAの人権学習とかいう啓発というふうな形で、本当に全体的な人権の問題ではなく、部落差別はあかん、差別したらあかん、まだこれだけの差別があるというふうな毎回同じ

ことを聞いて、本当にもういいよというそういう声もいっぱい聞きますので、だから、そういう意味では全体的な憲法に基づく、憲法には本当に基本的人権がいっぱいあります。今、市長が言われたように、選挙権の問題もやし、思想・信条の問題も男女平等の問題も労働権の問題やらも、本当に基本的人権の問題はあの憲法にはちりばめられていますので、私はあの憲法学習を本当にみんなで今やらんとあかんというふうに、あの憲法を変えようと言っておられる方もおられますので、今あの憲法の学習を本当にして、基本的人権をしっかりと身につけんとあかんというふうに思っております。

○議長（河野 司君） 次に、通告第7号、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。時間が押しておりますので、さっさと終わりたいと思います。

生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援政策の方向性について質問します。

現在もなお、日本社会の経済状況はまだまだ回復したとは言える状況にありません。逆に、経済格差を拡大し、さまざまな影響が出ています。格差社会と言われる中で、生活困窮者と呼ばれる人が増加しています。非正規労働者は2013年度で1,906万人となり、全労働者の36.7%となっています。完全失業率は2014年12月現在で3.4%となっています。そして、生活保護受給者も2014年4月現在で約216万人となっており、受給世帯は160万世帯を超えております。

こうした中、2013年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、今年の4月から施行されます。いよいよ生活困窮者への支援が本格的に始まるということが目前に迫ってきました。

生活困窮者自立支援法では、次のような支援がなされると厚生労働省は示しています。自立相談支援事業、あなただけの支援プランをつくります、就労準備支援事業、社会就労への第一歩、就労訓練事業、柔軟な働き方による就労の場の提供、一時生活支援事業、住居のない方に衣・食・住を提供します。住居確保給付金の支給、家賃相当額を支給します。家計相談支援事業、家計の立て直しをアドバイス。生活困窮世帯の子ども学習支援、子どもの明るい未来をサポート。野洲市においては、これ以前から総合相談窓口事業をはじめ、生活困窮者への支援事業がなされています。中でも、野洲ワークの取り組みは評価されている取り組みで、より一層充実させるべきだと考えます。

さて、以前にも質問で申し上げましたが、生活困窮者の家庭の子どもへの支援も重要です。親の経済力と子どもの学力に相関関係があること、すなわち、親の経済力と子どもの

学力は比例するということが明らかになっています。生活困窮家庭の子どもを放置していたら、貧困の連鎖は断ち切ることができません。

先ほど述べた生活困窮者自立支援法の支援項目にも、子どもの学習支援があります。野洲市においては、来年度から新規事業として学習支援事業が挙げられています。私が以前質問した生活困窮家庭の子どもへの支援が実現されるということで大変うれしく思っており、また期待もしているところです。

さて、来年度からは今述べました学習支援の取り組みが市内において始められますが、生活困窮者の自立支援は総合的に推進する必要があります。生活困窮者自立支援法においてもさまざまな支援を行うことが示されていますし、またそれらの取り組みを進める上では行政機関にとどまらず、さまざまな関係機関や団体などと連携していくことも示されています。

そこで、生活困窮者への支援政策についての方向性について質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 山本議員の生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援政策の方向性についてのご質問にお答えいたします。

野洲市において、実施を予定している生活困窮者支援事業については、この4月から施行されます生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮もしくは社会的孤立等により生活困窮状態に陥っている人を対象に、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施するものです。あわせて、市役所と関係機関等との連携により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く社会全体への働きかけを通じて、生活困窮からの脱却、自立を目指す地域の仕組みづくりも目的としています。

具体的には、必須事業であります自立相談支援事業や住居確保給付金事業、それから任意事業としまして貧困の連鎖を予防するための学習支援事業等を予定しております。

これまでの間、野洲市においては生活困窮者等に対して、平成21年度から多重債務包括的支援プロジェクトやパーソナルサポートサービスモデル事業、それから生活困窮者自立促進支援モデル事業などの事業採択を受け、補助金を受けながら市役所の関係課だけでなく、ハローワークなどの国や県の関係機関、医療法人や社会福祉協議会などの関係機関、弁護士、司法書士などの法律家、NPO法人などさまざまな関係者と連携しながら、生活困窮者に対して生活再建に向けて対応してきたところであります。

今日まで積み上げてきた経験やノウハウを十分生かしながら、27年度以降も総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

また、議員の前回ご質問にもあった貧困の連鎖防止のための子どもたちへの学習支援につきましては、平成27年度から仮称ではございますが、野洲スクールとして市内在住の生活保護世帯や就学援助受給世帯など生活困窮世帯の中学生を対象に、週1回程度市内コミセン1カ所を拠点に学習支援を行う予定でございます。この事業をきっかけとして、基礎学力をつけることで子どもの貧困の連鎖を断ち切ることや、再び貧困に陥ることを防ぐこと、親や世帯全体に本事業をきっかけとして、必要となる生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図ることも目的として実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 答弁ありがとうございます。今答弁いただいたように、市役所の総合力で課題を発見するということが非常に重要かと思えます。課題を発見する、表面化させる、そういったことから解決への取り組みが始まるというふうに思います。

先日、野洲市の社会福祉大会に参加したんですけれども、そのときの講演のテーマは、認知症についてだったと思うんですけれども、そのことについても認知症の方の発見や認識、その対象者に向けて行政や地域がおせっかいになる必要はあるというようなことを述べられていました。このことについては、困窮者の問題についても同様かなというふうに考えております。

また、困窮者の場合、表面に見える課題というのは氷山の一角であったり、一人が多くの課題を抱えておられるというようなことも多くあります。そういった部分で総合的な視点が不可欠かというふうに思いますが、その点についてのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

そして、生活再建支援についてですけれども、先ほどご答弁いただいたように、自立支援法がなかった時期からさまざまな取り組みをなされており、他の市町からも評価をされております。

さらに言えば、それ以前から困窮者の支援として取り組まれてきたのが、先ほども出ましたけれども、同和行政ではあるなというふうに私は思っております。生活困窮者が集中しているのが同和地区であり、その地区の課題を時限立法を活用して解決に取り組まれたということです。

若干それですけれども、先ほど野並議員がおっしゃった運動が分かれていったということ、この時限立法の評価をめぐってという部分も大きな部分がありますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

その時限立法を解決して課題解決に取り組まれて、その手法としましては相談支援や住居の確保、就労支援や学習支援など、自立支援法の施策と重なるところが多くあります。同和行政の取り組みにより、一定の成果が上げられた実績を持っておられますし、すぐれた自立支援政策であるというふうに私は思っております。そこで、蓄積されたノウハウも、今後、困窮者自立支援に生かしていただきたいというふうに思っております。

さて、相談支援事業などの必須事業と学習支援を任意事業として取り組まれるということですが、自立支援政策はこれだけでは十分とは私は思えません。例えば、入学支度金や奨学金の増額、それから先ほど答弁いただいた野洲スクールの拡充、あるいは資格取得等の技能付与等、実効的な施策が必要と考えています。今後、支援について拡充の方向で検討していただきたいというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 先ほどもおせっかい的なかわりということで、うちの市民生活相談課は、かねてからそういった思いで相談者とかわっておりますので、それはこれからも継続をしていくと、このように思っております。

それから、総合的な支援ということで、これまでモデル的に野洲市が取り組んでまいりましたけれども、ほかの関係する支援事業もございますので、いわゆる教育委員会のそれぞれの支援事業もありますので、そういったことはそれぞれの所管でより必要性が認められたら、継続なり拡充という判断はされると、このように思います。

それから、総合的な支援という中で、これまで取り組んできた中で、子どもたちへの学習支援というのができていなかったわけですが、これにつきましても26年度先進地の視察をする中で、野洲独自のやり方がないかということで研究してくれまして、今年度、27年度からそちらに取り組むということになりました。これも、いきなり大きく間口を広げてというのは考えておりません。とりあえず、対象となられる方にアンケートをとって、そういった方の意見を聞きながら今企画を立てておりますので、そういったことを着実に実施して、行く行くその裾野が広がればと、このような思いで事業に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） ありがとうございます。生活困窮者の方については、例えば生活保護を受給されている方の場合、支援をすることによって就労につながるというようなこともありますし、就労につながることによって生活保護の受給者から納税者にかわっていただけるといったようなこともございます。そういった視点も持っていただきながら多面的、総合的な支援政策を継続して実施していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明3月6日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。（午後4時42分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年3月5日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 矢 野 隆 行